

榛東村地域福祉計画・ 榛東村地域福祉活動計画

第3期計画

令和6年度～令和11年度

令和6年3月

榛東村・榛東村社会福祉協議会

ごあいさつ

村民の皆様には、日頃より榛東村地域福祉の推進に関しまして、格別のご理解とご支援、ご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

厚生労働省の「令和4年度人口動態統計」によると、我が国の令和4年の合計特殊出生率は1.26と過去最低を更新、7年連続で減少しています。また、令和5年の高齢化率は29.1%となり、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、第2次ベビーブーム期(昭和46年～昭和49年)に生まれた世代が65歳以上となる令和22年には34.8%に、令和27年には36.3%になると見込まれており、人口減少と少子高齢化は私たちの想像を超える速さで進んでいます。一方、ここ数年は新型コロナウイルス感染症の影響によって人々の価値観がより多様化し、地域コミュニティの希薄化を更に進めたと言えます。加えて、ひとり暮らし高齢者の増加、介護や子育て、生活困窮、ひきこもり、ヤングケアラー問題、その他様々な悩みを抱えながら地域から孤立してしまう家庭もあります。こうした社会構造は本村においても例外ではありません。



これらの課題に対応するためには、行政の力だけではなく、地域に暮らす住民の皆様同士が、助け合うという地域力の向上が大変重要です。地域のあり方について改めて考え、これまで進めてきた地域福祉を更に推進していくことが求められます。

本村では、平成24年11月から第1期榛東村地域福祉計画・地域福祉活動計画により、平成30年4月からは第2期計画により地域福祉を推進してまいりました。令和6年3月をもって第2期計画が満了となるため、第3期榛東村地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定しました。

地域福祉を更に推進するためには、社会福祉協議会をはじめとする関係機関との連携に加えて、村民の皆様一人ひとりが地域福祉への関わり、ご協力が重要となります。この村に住む誰もが安全に安心して暮らせるむらづくりに向けて、村民の皆様、関係機関・団体をはじめとする本村の地域福祉に関わる皆様の一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり熱心にご審議いただきました榛東村地域福祉計画・地域福祉活動計画策定・推進委員会の委員、並びに貴重なご意見、ご提言をいただきました村民の皆様、関係機関・団体の皆様に心より御礼申し上げます。

令和6年3月

榛東村長 南 千晴

ごあいさつ

村民皆さまにおかれましては、日頃より榛東村社会福祉協議会の運営及び事業に関しまして、ご理解、ご支援、ご協力を賜り心より御礼申し上げます。

近年我が国では、少子高齢化や人口減少により地域福祉を取りまく環境が急速に変化し、個人や世帯が抱える課題も複雑かつ多様化しています。低所得者による生活困窮者の増加や介護の不安、ひきこもりなど生活上の悩みを抱え支援を必要とする人が増加しています。また、自然災害や新たな感染症等への備えも大きな課題のひとつです。



このような状況下で地域福祉を推進していくには、相談機能の充実、サロン活動などの地域福祉活動や福祉教育の推進、福祉・医療・保健・教育・地域組織など関係団体の連携強化、住民支え合いマップづくりと個別避難計画作成をきっかけとした日頃の見守りや個別避難計画などを実施していくことが重要となります。

地域社会全体を支えるには、村民一人ひとりが担い手となり、相互に助け合う関係性を育みながら、地域の生活課題を解決していく「地域共生社会」の実現を目指す取組が求められています。これは、平成元年の法人化から長年にわたり、村民の皆さまと共に地域福祉を進めてきた社会福祉協議会の活動の延長線上にあるものです。

ここから更なる展開を図るため、行政と同じ理念や方向性のもと、相互連携しながら「第3期榛東村地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。

策定にあたっては、様々な分野で活躍されている関係者で構成する計画策定委員会を設置し、委員皆さまの議論を中心に、村民アンケート調査や住民座談会、パブリックコメントを実施し、村民皆さまのご意見を反映することに努め、作業を進めてまいりました。今後は、『一人ひとりが思いやり、共に支え合い、安心して暮らせるむらづくり』を基本理念とし、事業を展開しながら村民の皆さまと共に地域福祉活動を発展させていきたいと考えておりますので、引き続きご支援ご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたり、貴重なご意見をいただきました計画策定委員をはじめ、ご協力をいただきました多くの関係機関・団体、そして村民の皆さまに心から御礼申し上げます。

令和6年3月

社会福祉法人 榛東村社会福祉協議会

会長 金井 佐則

目 次

第1章 計画の策定にあたって	3
1 計画策定の趣旨.....	3
2 地域福祉と「自助・共助・公助」	4
3 計画の位置付けと計画の期間.....	6
4 計画の策定体制.....	9
5 地域福祉を取り巻く社会動向.....	10
第2章 榛東村の現状	13
1 人口動態等の状況.....	13
2 アンケートにみる地域の住民意識と福祉的課題.....	16
3 住民座談会.....	29
4 第2期計画の施策の進捗状況.....	31
第3章 計画の基本的な考え方	39
1 計画の基本理念.....	39
2 計画の基本目標.....	41
3 施策の体系.....	43
第4章 施策の展開	47
基本目標1 支え合い、一人ひとりがつながるむらづくり	47
基本目標2 一人ひとりの想いをかたちにするむらづくり	52
基本目標3 つながりが生み出すふれあい豊かなむらづくり	58
基本目標4 協働による安全・安心なむらづくり	61
第5章 計画の推進に向けて	71
1 協働による計画の推進.....	71
2 計画の進行管理.....	72
資料編.....	75
1 計画策定の経過	75
2 榛東村地域福祉計画策定・推進委員会設置要綱	76
3 榛東村地域福祉活動計画策定・推進委員会設置要綱	78
4 榛東村地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿	80

第1章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

少子高齢化や核家族化が進行し、個人の価値観やライフスタイルが多様化している近年、地域の生活課題は複雑化してきています。また、安全・安心に対する意識も高まっています。

地域においては、コミュニティ活動の担い手不足や担い手の高齢化などにより支え合いの機能が低下しています。また、生活困窮やひきこもりの状況にある家庭、介護や子育てなどの悩みや不安を抱えながらも周囲の協力を得ることができない家庭などが増加しています。

さらに、高齢の親が中高年のひきこもる子どもの生活を支える「8050問題」や、介護と育児を同時に担う「ダブルケア」、18歳未満の子どもが家族の世話を担う「ヤングケアラー」など、1つの世帯で複数のリスクを抱える問題が生じています。

国では、これまで高齢者や障害者、子どもなど、対象者ごとに支援するための制度を整備し、福祉への取組を進めてきましたが、社会情勢や地域の状況を踏まえ、今後は制度の枠組みに捉われず一人ひとりが尊重される「地域共生社会」の実現を目指すこととしています。

そのためには、一人ひとりが地域や福祉の課題を「我が事」として捉えて地域に主体的に関わることや、行政をはじめとした専門機関が連携し、包括的な支援体制を整備していくことが求められます。

本村では、平成30年3月に第2期榛東村地域福祉計画・榛東村地域福祉活動計画(以下「第2期計画」という。)を策定し、村の福祉の向上に取り組んでいますが、策定以降、社会福祉法の改正をはじめ、福祉に関する各種法制度の整備・施行が進み、さらには新型コロナウイルス感染症の流行など地域福祉を取り巻く状況が大きく変化しています。

このような中、本村では令和5年度をもって第2期計画の計画期間が終了することから、国の動向や本村の地域福祉を取り巻く現状と課題を踏まえ、令和6年度から令和11年度を計画期間とする「第3期榛東村地域福祉計画・榛東村地域福祉活動計画」(以下「本計画」という。)を策定し、村と社会福祉協議会の連携だけでなく、住民、事業者、関係機関などと協力しながら、地域福祉を推進します。

2 地域福祉と「自助・共助・公助」

(1)地域福祉とは

一般に「福祉」と言うと、高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉など対象者ごとに区分されたものを思い浮かべる人が多いかもしれません。その理由は、これまで、それぞれの分野ごとに法律や制度が定められ、必要な福祉サービスが提供されてきたためです。

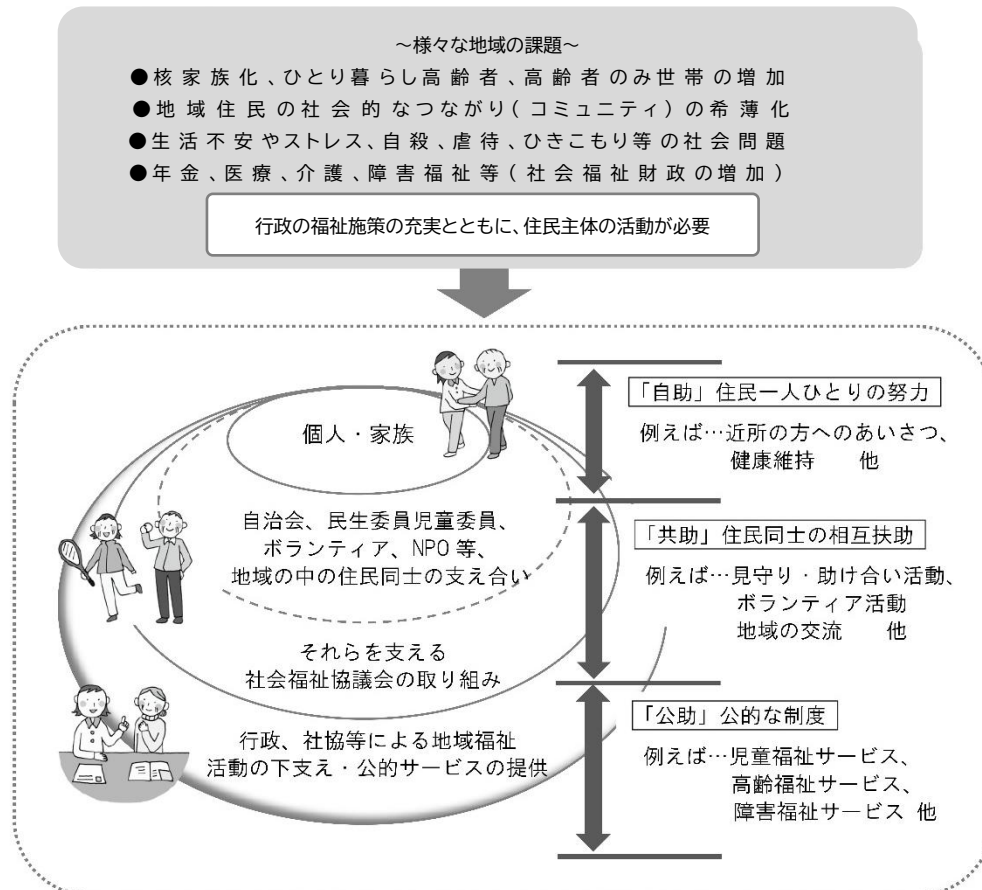
近年、社会情勢や地域社会の変化に伴い、まちづくりの課題や住民のニーズは複雑かつ多様化しており、従来の対象に応じて提供される福祉サービスだけでなく、民間のサービス提供主体との連携を図りながら総合的にサービスを提供することが求められています。

「地域福祉」とは、住み慣れた地域で誰もが安心して生きがいを持って暮らせるよう、地域の人と人のつながりを大切にしながら、共に支え合い、互いに助け合う地域づくりに向け、地域住民や行政が相互に協力する仕組みをつくることです。制度に基づくサービスを利用するだけでなく、地域の人と人のつながりを大切に、互いに助けたり助けられたりする関係やその仕組みをつくっていくことです。

(2)「自助・共助・公助」の考え方

地域福祉を進めるときに重要となるのが、「自助」「共助」「公助」の考え方です。様々な生活課題について住民一人ひとりの努力(自助)、住民同士の相互扶助(共助)、公的な制度(公助)の連携によって、互いの力を合わせることで地域福祉を推進していくことが重要です。

また、近年の多様化・複雑化する地域におけるニーズには、住民の助け合いによる「共助」は地域福祉の非常に重要なポイントであり、住民やボランティア、NPO法人等が協働して活動を行うことが求められています。



～ 自助・共助・公助と「互助」について ～

「自助・共助・公助」については、「共助」を更に細かく分け、「互助」という概念を加えた「自助・共助・互助・公助」の4つとする考え方もあります。

本計画においては、「自助・共助・公助」の「共助」という言葉について、『互助』の概念も包含した広い意味で用いています。

自助 = 住民

自助(じじよ)とは…

住民一人ひとりが「自分たちが暮らす地域は自分たちで育てていこう」という認識を持ち、自分でできることは自分で行い、地域のためにできることは何かを考え、生活課題に対して主体的な取組を進めていくことです。

共助(互助) = 地域

共助(きょうじよ)・互助(ごじよ)とは…

困ったときや苦しいときは近隣や地域、住民同士で支え合い、共に手を取りあって助け合う、地域における生活課題の解決に向けた地域づくりに参加することです。

公助 = 行政

公助(こうじよ)とは…

行財政の効率的な運営と執行体制を整備するとともに、住民の生活課題を的確に把握しながら、住民との協働により地域の特性に応じたきめ細かな福祉施策を総合的かつ一体的に推進することです。

3 計画の位置付けと計画の期間

(1)計画の法的根拠と役割

住民と福祉に携わる事業者・団体、行政が力を合わせて地域における生活課題の解決に取り組む仕組みが「地域福祉」であり、その仕組みを具体的な形にまとめたものが市町村により作成する「地域福祉計画」です。

地域福祉の推進及び地域福祉計画は、社会福祉法第4条「地域福祉の推進」及び第107条「市町村地域福祉計画」に規定されています。

○社会福祉法より抜粋

(目的)

第一条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

(地域福祉の推進)

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進にあたっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

また、地域福祉に関しては、社会福祉法第 109 条に規定される市町村社会福祉協議会が中心となって策定する「地域福祉活動計画」があります。

○社会福祉法より抜粋

第百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(2)地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域の生活課題や社会資源の状況などを共通認識に、ともに「地域福祉の推進」という目標を掲げ、それぞれの立場で、それぞれの役割を担うとともに、相互に連携し、補完・補強し合いながら地域福祉を進展させていく、言わば車の両輪となるものです。

本村においては、理念・基盤・仕組みづくりである「地域福祉計画」と、それらを実現するための地域住民の活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」を一体的に策定しました。一体的に策定することで、それぞれの内容の共有や、支援する施策を相互に盛り込むなどの密接な連携を図ることができます。

(3)計画の位置付け

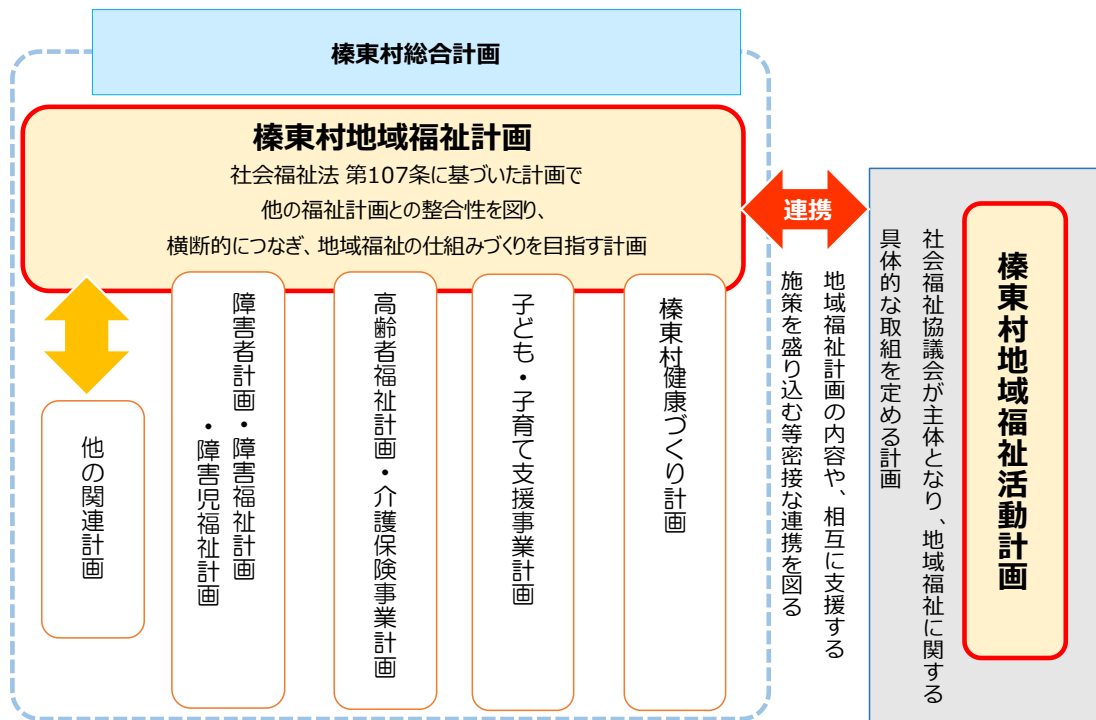
本計画は、「第6次榛東村総合計画」を上位計画とし、村の「榛東村第9期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」、「第4期榛東村障害者計画・第7期榛東村障害福祉計画・第3期榛東村障害児福祉計画」、「榛東村第2期子ども・子育て支援事業計画」、「榛東村第3次健康プランしんとう21」などの諸計画との整合性を保ちながら、生活関連分野のうち福祉に関連する個別計画の上位計画と位置付けます。

個別計画が持つ内容を総合的な地域の視点から整理することにより、分野を超えた連携や共通の取組を推進します。

このうち、本計画の「基本目標4 協働による安全・安心なむらづくり(4)安全・安心なむらづくりの推進 高齢者や障害者の権利擁護制度の利用推進」(66ページ)については、「榛東村第9期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」、「第4期榛東村障害者計画・第7期榛東村障害福祉計画・第3期榛東村障害児福祉計画」内で策定する成年後見制度利用促進法第14条第1項に基づく「市町村成年後見制度利用促進計画」(榛東村成年後見制度利用促進基本計画)と連携を図ります。

また、本計画の「基本目標4 協働による安全・安心なむらづくり(4)安全・安心なむらづくりの推進 再犯防止の推進」(67ページ)を再犯防止推進法第8条第1項に基づく「地方再犯防止推進計画」として位置付け、一体的な支援体制を構築します。

■他計画との関連図



(4)計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

なお、村を取り巻く状況や、経済、社会、地域の状況の変化など、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 計画の策定体制

○ 計画策定委員会の実施

地域福祉計画に関する事項を幅広く審議するため、福祉関係者や学識経験者、住民の代表等で構成する「榛東村地域福祉計画策定・推進委員会」と「榛東村地域福祉活動計画策定・推進委員会」を設置し、審議を行いました。

○ アンケート調査・住民座談会の実施

地域福祉に関する実態や住民の意識を把握するため、令和4年9月～10月に「地域福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

また、本計画の策定にあたり、令和5年10月に「住民座談会」を実施し、地域福祉に関する意見、提案、要望等を聴取しました。

●アンケート調査の実施概要

対象者	実施方法	実施時期	配布数	回収数【率】
16歳以上の村民 (無作為抽出)	郵送による 配布・回収	令和4年 9月～10月	1,500件	596件 【39.7%】

●住民座談会の実施概要

対象地区	実施日	参加者	会場
南小学校区 9区、13～19区、21区	令和5年 10月10日	民生委員・児童委員 住民 11名 22名	榛東村役場 村民ホール
北小学校区 1～8区、10～12区、 20区	令和5年 10月13日	民生委員・児童委員 住民 16名 32名	南部コミュニティセンター 多目的ホール

●住民座談会の風景



○ パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、広く住民から意見を求めるため、令和6年2月13日から3月4日までパブリックコメントを実施しました。

5 地域福祉を取り巻く社会動向

国では、「地域共生社会」の実現を目指して、社会福祉法等の改正が行われました。

◇平成29年6月(平成30年4月1日施行)

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」

- ①区市町村の任意とされていた地域福祉計画の策定が努力義務とされ、福祉分野の各個別計画の上位計画として位置付けられた。
- ②地域福祉計画に盛り込むべき事項として「包括的な支援体制の整備に関する事項」が示された。

◇令和2年6月(令和3年4月1日施行)

「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」

本人・世帯が有する複合的な課題を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行いつつ、適切に支援していくため、区市町村による包括的な支援体制の構築に向けて、重層的支援体制整備事業(断らない相談支援、社会とのつながりや参加の支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行うもの)を実施することができる旨が示された。

平成27年	「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」報告書	全世代・全対象型地域包括支援体制(新しい地域包括支援体制)が必要と提示
平成28年	「再犯の防止等の推進に関する法律」公布	再犯の防止等に関する施策に関し基本理念を定める
	「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定	「地域共生社会」の実現が明記
平成29年	「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(社会福祉法の一部改正)」公布	包括的な支援体制の整備や分野共通で取り組む項目等が追加
	地域福祉計画策定ガイドライン	計画策定の留意すべき事項や盛り込む視点等を明示
令和元年	「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」最終とりまとめ	包括的な支援体制の構築を推進するために市町村で取り組むべき事業が提案
令和2年	「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」公布	重層的支援体制整備事業が創設

このほか、子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成26年1月施行)、生活困窮者自立支援法(平成27年4月施行)、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年5月施行)等も改正・施行されています。

第2章

榛東村の現状

第2章 榛東村の現状

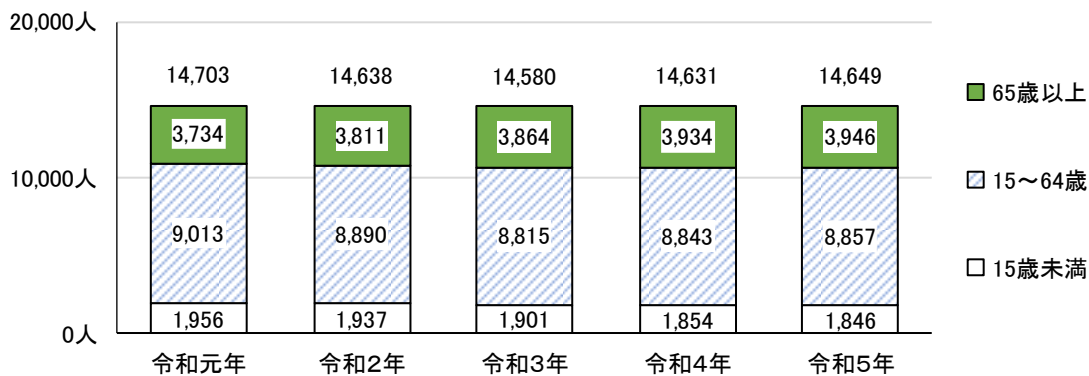
1 人口動態等の状況

(1) 総人口等の推移

本村の人口は横ばいで推移しており、令和5年では14,649人となっています。

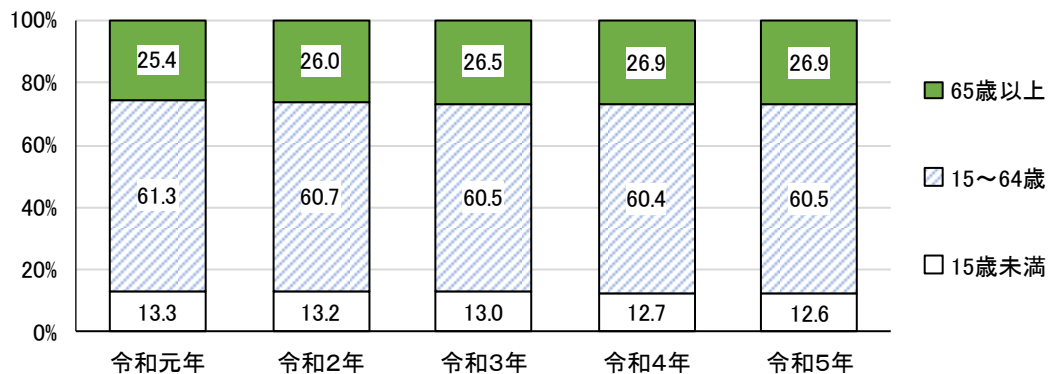
年齢3区分人口構成比の推移をみると、「15歳未満」の年少人口、「15～64歳」の生産年齢人口がいずれも減少傾向にある一方、「65歳以上」の高齢者人口の割合は増加傾向にあり、令和5年における高齢化率は26.9%となっています。

■ 総人口の推移



資料:住民基本台帳(各年10月1日)

■ 年齢3区分別人口割合の推移

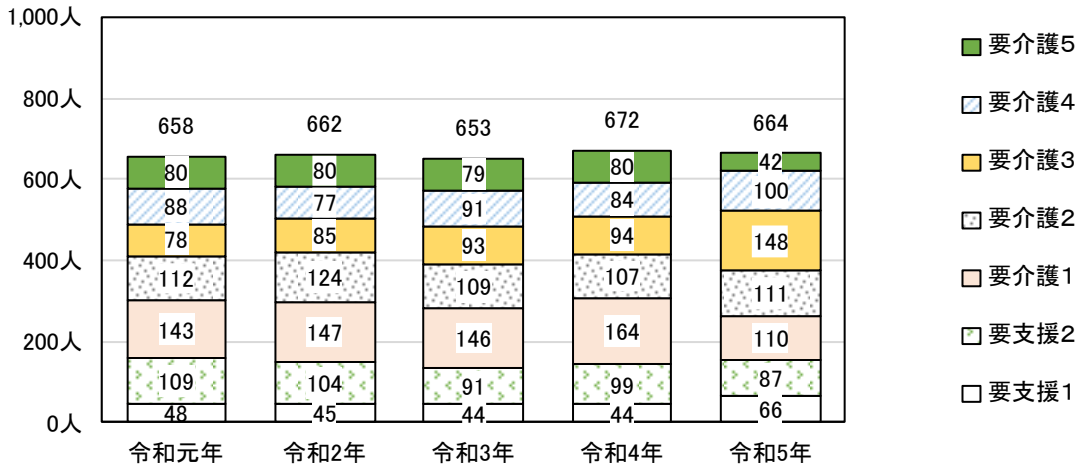


資料:住民基本台帳(各年10月1日)

(2)要支援・要介護認定者数の推移

本村の要支援・要介護認定者数は横ばいで推移し、令和5年で664人となっています。要介護度別にみると、要介護3の占める割合が高くなってきています。

■要支援・要介護認定者数の推移



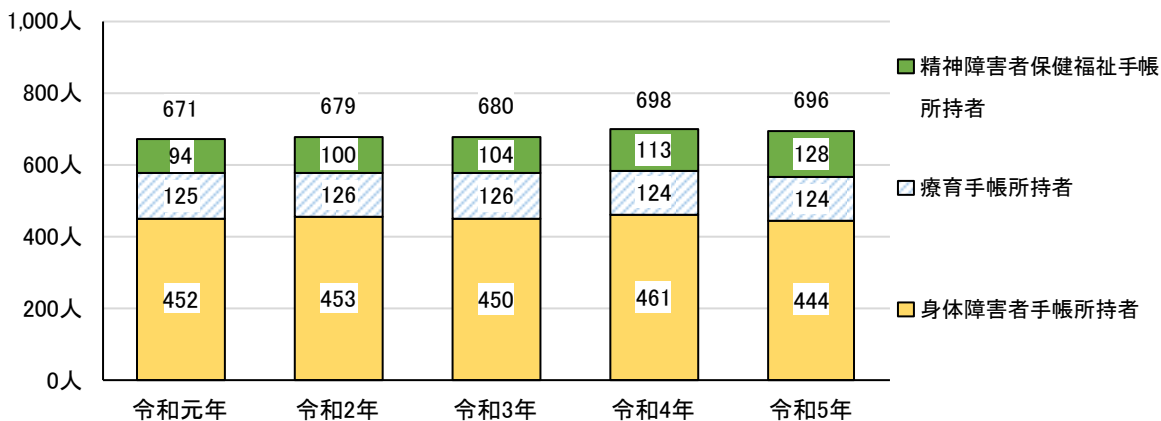
資料:介護保険事業報告(各年9月末)

(3)障害者手帳所持者数等の推移

障害者手帳所持者については、令和元年以降増加傾向で推移しています。

障害者手帳種別でみると、精神障害者保健福祉手帳所持者が増加しています。

■障害者手帳所持者数等の推移

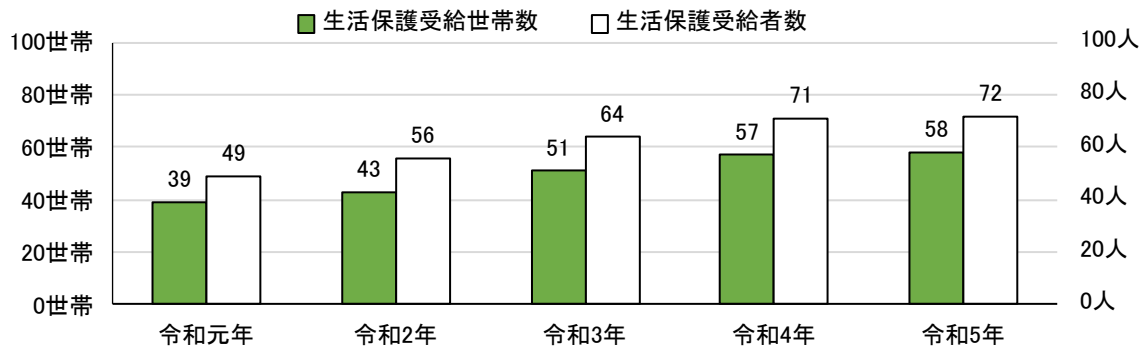


資料:健康保険課(各年4月1日)

(4)生活保護受給世帯数等の推移

生活保護受給世帯数、受給人数とも年々増加しており、令和5年の生活保護受給世帯数は58世帯、生活保護受給者数は72人となっています。

■生活保護受給世帯数等の推移



資料:住民生活課(各年10月1日)

2 アンケートにみる地域の住民意識と福祉的課題

この調査は、本計画の策定にあたり、地域における住民のつながりや地域活動の状況、地域福祉行政に関する意見などを把握し、計画づくりの参考とするために実施しました。

■調査の対象

調査対象者は、令和4年9月1日現在、榛東村に住民登録のある16歳以上の方(12,595人)の中から無作為に1,500人を抽出しました。

■配布の方法・調査時期

郵送による配布・回収
令和4年9月～10月

■配布・回収の結果

対象者	配布数	回収数	回収率
村民	1,500件	596件	39.7%

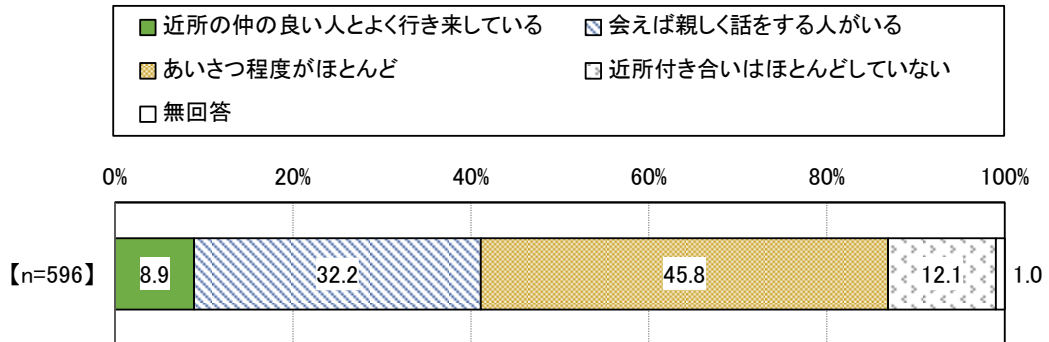
年齢	配布数	回収数	回収率
10代	67件	16件	23.9%
20代	195件	40件	20.5%
30代	197件	79件	40.1%
40代	247件	96件	38.9%
50代	226件	86件	38.1%
60代	213件	107件	50.2%
70歳以上	355件	167件	47.0%
年齢不詳	—	5件	—

※調査結果について

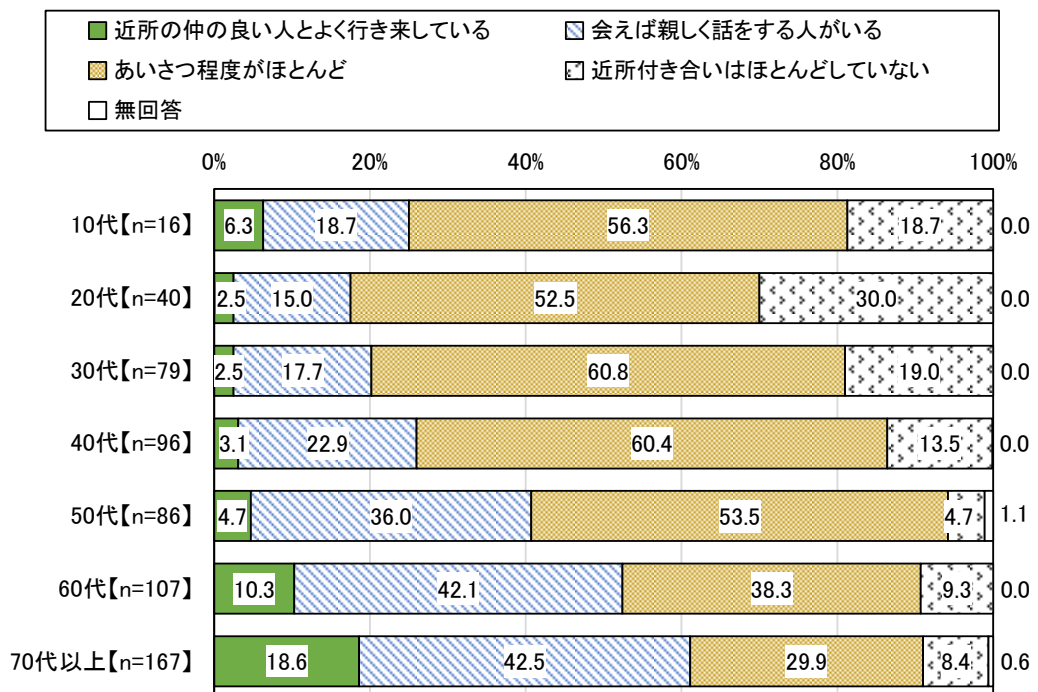
- 【n=***】という表記は、その項目の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。
- 回答は、各項目の回答該当者数を基数とした回答率(%)で示しています。
- 回答率は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答可の項目では、その項目に対して有効な回答をした者の数を基数として比率算出を行っているため、回答率の合計は100.0%を超えることがあります。
- 説明文及びグラフで、選択肢の語句を一部簡略化して表しています。

(1)地域のつながりについて

Q:あなたは、ふだん(新型コロナウイルスの感染拡大以前)近所の人とどの程度の付き合いをされていますか。(1つだけに○)



▶年代別クロス集計

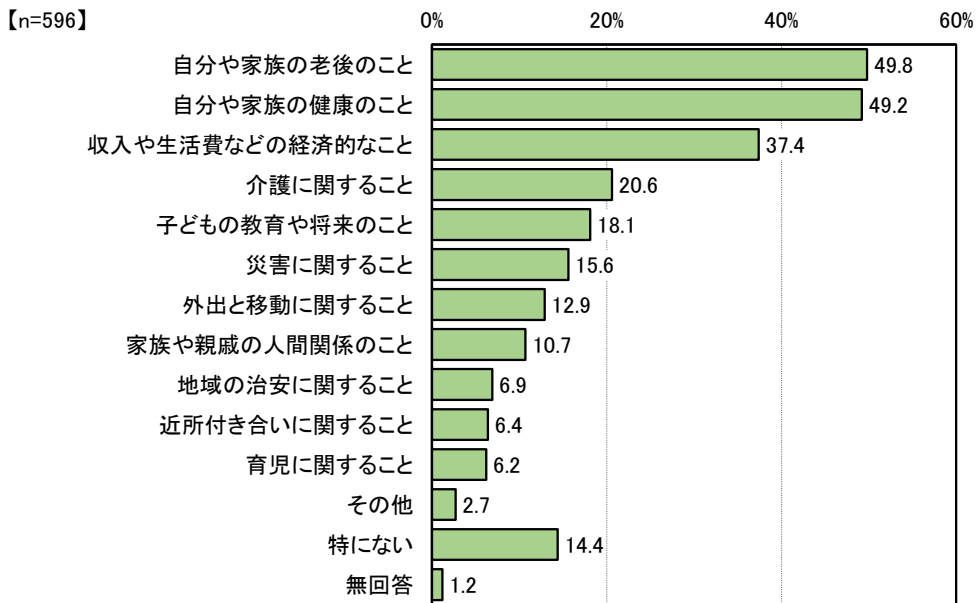


○「あいさつ程度がほとんど」が45.8%で最も多く、以下、「会えば親しく話をする人がいる」が32.2%、「近所付き合いはほとんどしていない」が12.1%、「近所の仲の良い人とよく行き来している」が8.9%となっています。

○年代別にみると、「近所の仲の良い人とよく行き来している」あるいは「会えば親しく話をする人がいる」は、年齢が上がるにつれて高くなる傾向がみられます。一方、「あいさつ程度がほとんど」は年代が上がるにつれておおむね低くなる傾向がみられる。また、「近所付き合いはほとんどしていない」は20代が30.0%と最も高くなっています。

Q: あなたは、毎日の暮らしの中で、どのようなことに不安や悩みを感じていますか。

(あてはまるものすべてに○)



▶年代別クロス集計

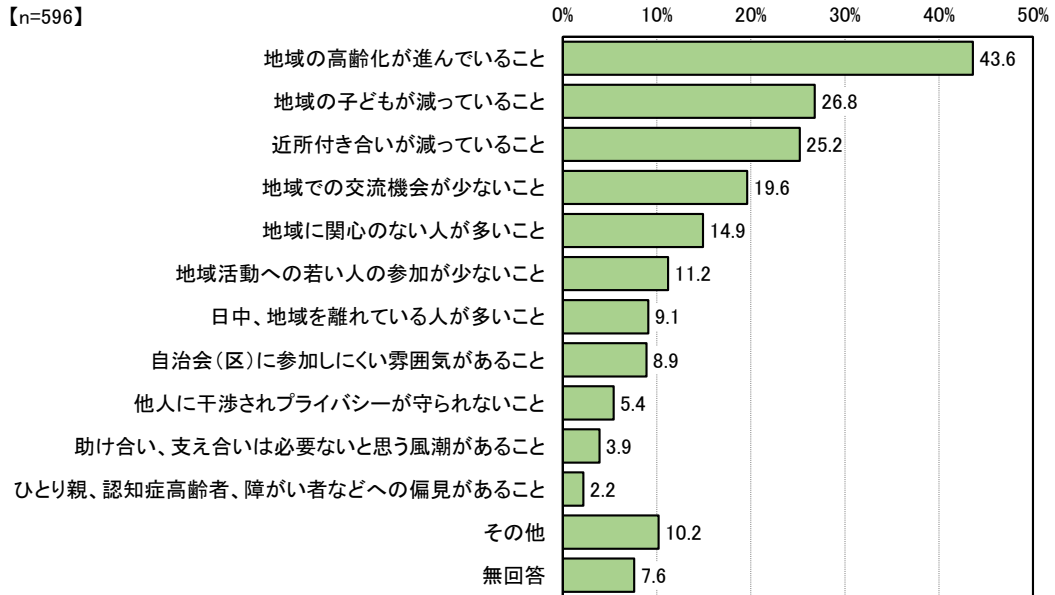
	自分や家族の老後のこと	自分や家族の健康のこと	収入や生活費などの経済的なこと	介護に関すること	子どもの教育や将来のこと	災害に関すること	外出と移動に関すること	家族や親戚の人間関係のこと
10代【n=16】	18.8	12.5	25.0	6.3	12.5	12.5	12.5	0.0
20代【n=40】	25.0	27.5	47.5	10.0	15.0	22.5	17.5	5.0
30代【n=79】	39.2	40.5	46.8	10.1	46.8	20.3	6.3	12.7
40代【n=96】	47.9	42.7	41.7	15.6	37.5	16.7	9.4	11.5
50代【n=86】	54.7	58.1	43.0	19.8	15.1	18.6	10.5	11.6
60代【n=107】	65.4	58.9	43.0	29.0	7.5	14.0	8.4	10.3
70代以上【n=167】	53.3	55.7	24.0	28.1	3.6	11.4	21.6	12.0

	地域の治安に関すること	近所付き合いに関すること	育児に関すること	その他	特にない	無回答
10代【n=16】	0.0	0.0	6.3	6.3	25.0	0.0
20代【n=40】	10.0	7.5	17.5	10.0	22.5	0.0
30代【n=79】	3.8	10.1	25.3	1.3	15.2	0.0
40代【n=96】	5.2	4.2	5.2	6.3	14.6	0.0
50代【n=86】	11.6	9.3	3.5	2.3	15.1	1.2
60代【n=107】	7.5	5.6	0.0	0.0	6.5	0.0
70代以上【n=167】	6.6	5.4	0.6	1.2	16.2	1.2

○毎日の暮らしの中で、どのようなことに不安や悩みを感じているかを尋ねたところ、「自分や家族の老後のこと」(49.8%)、「自分や家族の健康のこと」(49.2%)、「収入や生活費などの経済的なこと」(37.4%)の3つが特に多く挙げられています。

○年代別にみると、上位の回答の構成はおおむね共通している中、30代、40代では「子どもの教育や将来のこと」が30代では46.8%、40代では37.5%と多く、特に30代では「収入や生活費などの経済的なこと」と並んで最も多くなっています。60代、70代以上では「介護に関すること」、50代、60代は「自分や家族の老後のこと」「自分や家族の健康のこと」が特に多くなっているなど年代によって違いがみられました。

Q: あなたの住んでいる地域の問題点だと思われることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)



▶地区別クロス集計

	地域の高齢化が進んでいること	地域の子どもが減っていること	近所付き合いが減っていること	地域での交流機会が少ないこと	地域に関心のない人が多いこと	地域活動への若い人の参加が少ないこと	日中、地域を離れている人が多いこと	自治会(区)に参加しにくい雰囲気があること
長岡地区【n=66】	57.6	39.4	28.8	28.8	12.1	13.6	6.1	7.6
山子田地区【n=122】	40.2	25.4	32.0	20.5	21.3	13.9	12.3	11.5
新井地区【n=217】	47.0	23.5	21.2	18.9	11.1	9.2	7.8	8.8
広馬場地区【n=184】	37.5	27.2	23.4	16.3	16.3	9.8	9.2	7.6

	他人に干渉されプライバシーが守られないこと	助け合い、支え合いは必要ないと思う風潮があること	ひとり親、認知症高齢者、障がい者などへの偏見があること	その他	無回答
長岡地区【n=66】	4.5	6.1	1.5	7.6	6.1
山子田地区【n=122】	4.1	4.9	1.6	9.8	4.9
新井地区【n=217】	6.5	3.2	2.3	10.6	7.4
広馬場地区【n=184】	4.3	2.7	2.2	10.9	8.7

○住んでいる地域の問題点については、「地域の高齢化が進んでいること」が43.6%で最も多く、以下、「地域の子どもが減っていること」が26.8%、「近所付き合いが減っていること」が25.2%、「地域での交流機会が少ないこと」が19.6%などとなっています。

○地区別にみると、上位3回答は共通している中で、長岡地区では「地域での交流機会が少ないこと」、山子田地区では「近所付き合いが減っていること」、「地域に関心のない人が多いこと」などが特に多く挙げられています。

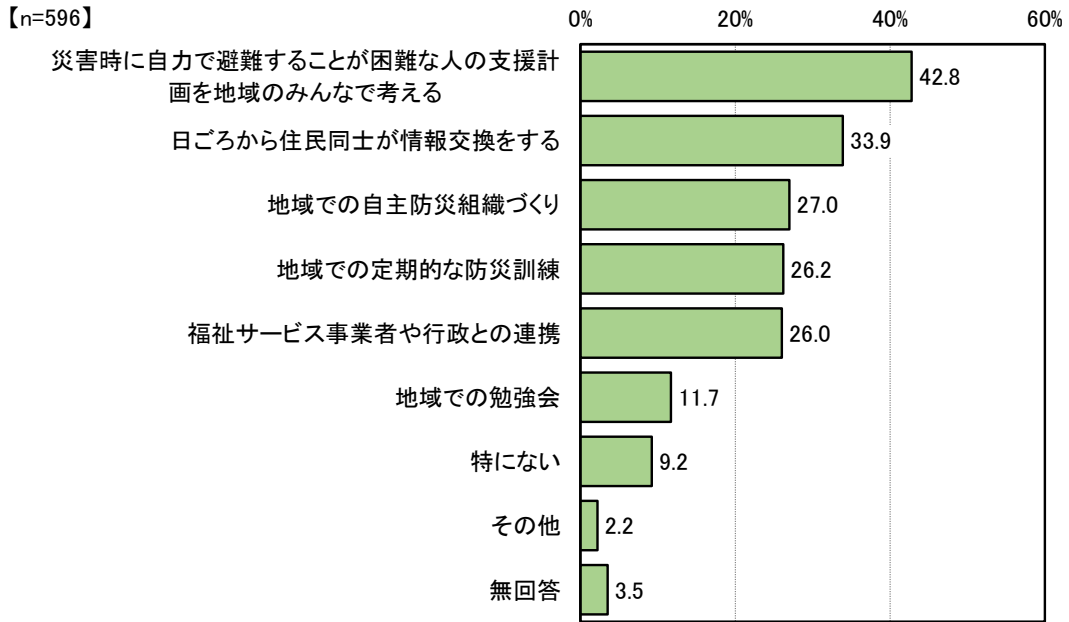
○人口構造や社会環境の変化、近隣関係の希薄化などを背景に、抱えている困難や課題が複雑化・複合化する中、包括的な支援体制の整備が重要となっています。

○相談窓口・機関の周知や気軽に相談しやすい体制・環境づくりを通じて、一人ひとりが抱えている困難や課題の実態把握に努めるとともに、多職種が連携し、包括的な支援につなげるための体制強化を図っていくことが必要です。

(2)地域での防災について

Q:災害時に住民同士が協力し合うためには、どのようなことが必要だと思いますか。

(1つだけに○)



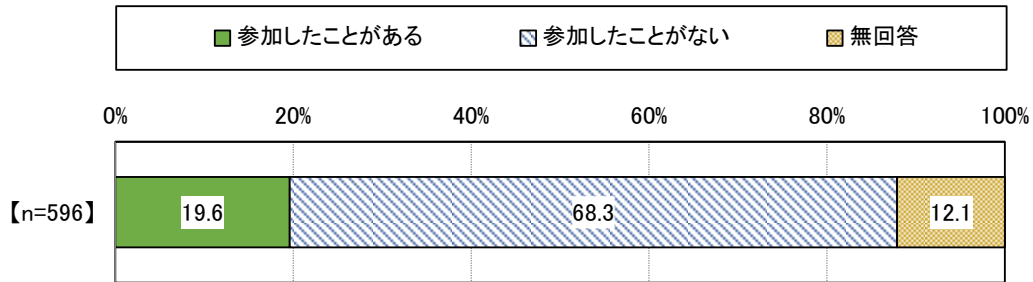
○災害時に住民同士が協力し合うために必要なことでは、「災害時に自力で避難することが困難な人の支援計画を地域のみみんなで考える」が42.8%で最も多く、以下、「日ごろから住民同士が情報交換をする」が33.9%、「地域での自主防災組織づくり」が27.0%などとなっています。

○度重なる自然災害の経験から、災害時に地域住民の生命を守ることににおけるコミュニティの重要性が再認識されており、地域福祉の視点からも安全・安心の確保に向けた対策の強化が求められています。

○地域における災害時の助け合い意識の醸成を図るとともに、災害時の避難行動に支援が必要な人を把握しつつ、自身の生命を守ることを最優先としたうえで、具体的な協力体制を構築していく必要があります。

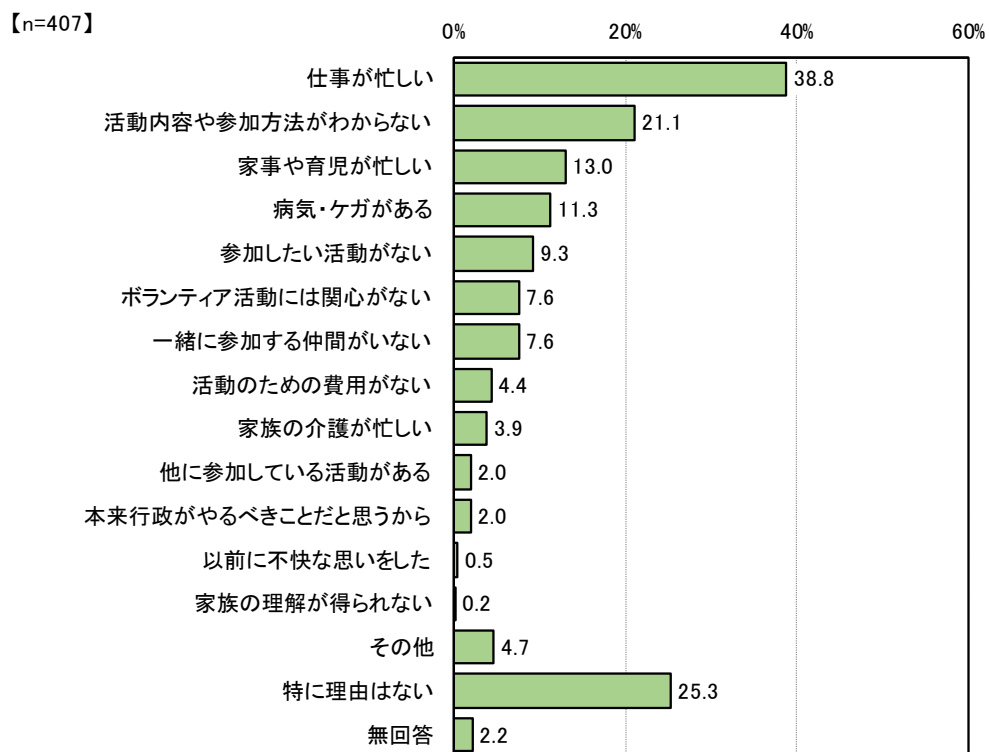
(3) ボランティア活動について

Q:あなたは、ボランティア活動(自発的な意志に基づいて、人や社会に貢献する活動)に参加したことがありますか。(1つだけに○)



○ボランティア活動については、19.6%が「参加したことがある」としています。

Q:あなたがボランティア活動に参加したことがない理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)



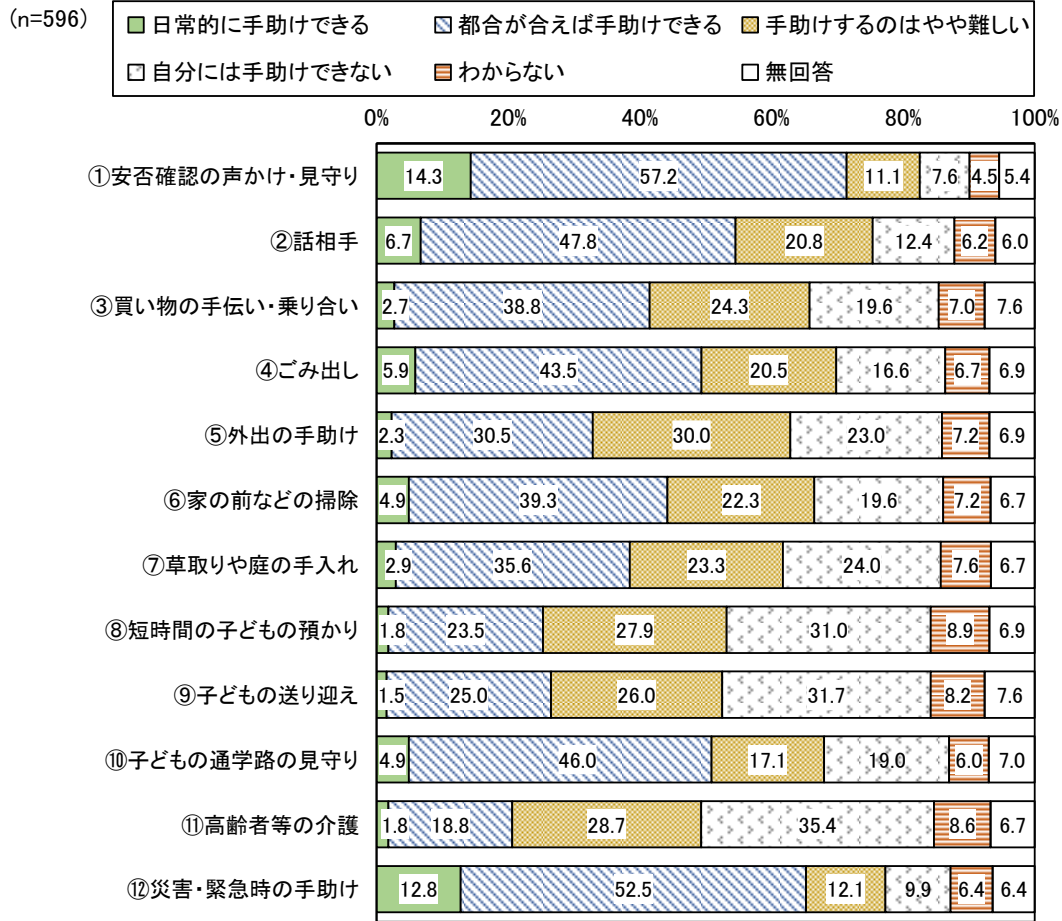
○ボランティア活動に「参加したことがない」と回答した68.3%の方に、参加しない理由を尋ねたところ、「仕事が忙しい」が38.8%で最も多く、以下、「活動内容や参加方法がわからない」が21.1%、「家事や育児が忙しい」が13.0%、「病気・ケガがある」が11.3%となっています。

○福祉ボランティアに気軽に参加できる環境づくりを推進するとともに、ボランティアを必要としている人の把握に努め、ボランティアをしたい人につなげるための仕組みの構築が必要です。

(4)地域における支え合いについて

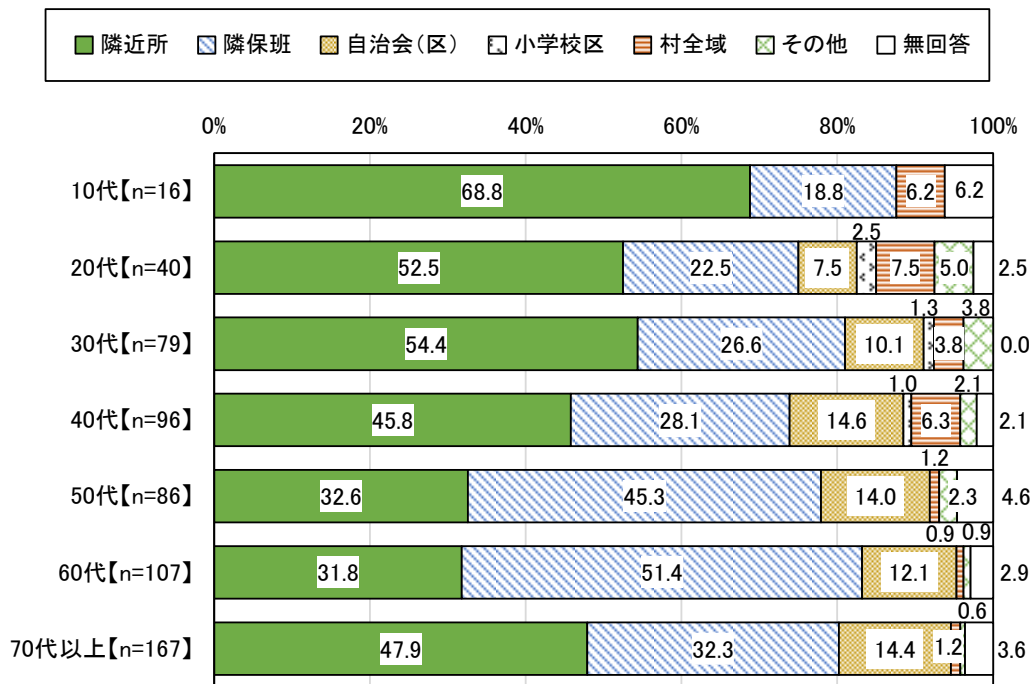
Q:隣近所で、困っている家庭(高齢者、障害のある人、子育て家庭など)がある場合に、あなたが実際に次のような手助けをできる可能性・困難度についてどのように感じますか。

(それぞれ1つだけ○)



○隣近所の高齢者、障害のある人、子育て家庭などを実際に手助けできると思うかどうか尋ねたところ、「手助けできると思う」割合(「日常的に手助けできる」と「都合が合えば手助けできる」の合計)をみると、「①安否確認の声かけ・見守り」(71.5%)、「⑫災害・緊急時の手助け」(65.3%)、「②話相手」(54.5%)、「⑩子どもの通学路の見守り」(50.9%)で特に高く、いずれも50%以上が手助けできると回答しています。

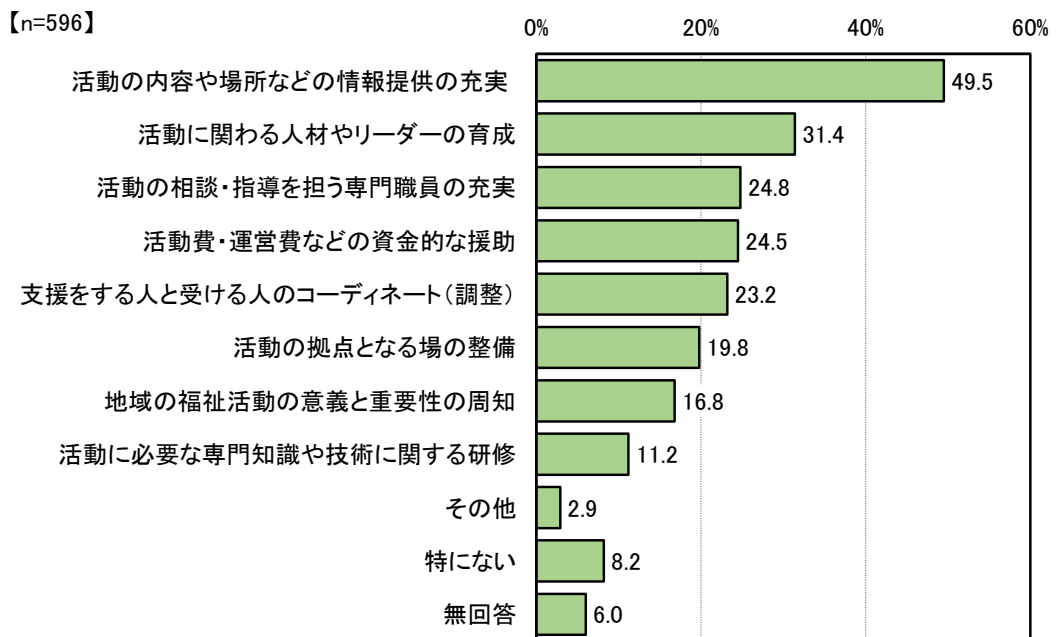
Q:あなたは、住民同士がお互いに助け合えるのは、どの範囲だと思いますか。(1つだけに○)



○年代別にみると、10代から40代、70代以上で「隣近所」を最も多く挙げている中、10代では68.8%と特に高くなっています。

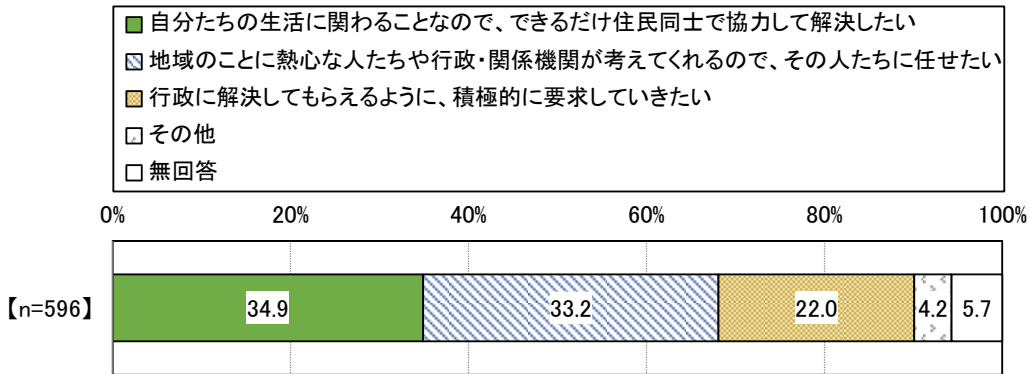
○また、50代、60代では40%以上が「隣保班」を挙げ、他の年代と比べて高くなっています。

Q:地域における助け合い、支え合い活動を活発にするためには、どのようなことが重要だと思いますか。(主なもの3つまでに○)



○地域における助け合い、支え合い活動を活発にするために重要なことでは、「活動の内容や場所などの情報提供の充実」が49.5%で最も多く、以下、「活動に関わる人材やリーダーの育成」が31.4%、「活動の相談・指導を担う専門職員の充実」が24.8%などとなっています。

Q:あなたは、地域における日常生活の問題や課題に対して、どのような方法で解決するのが良いと思いますか。(1つだけ○)

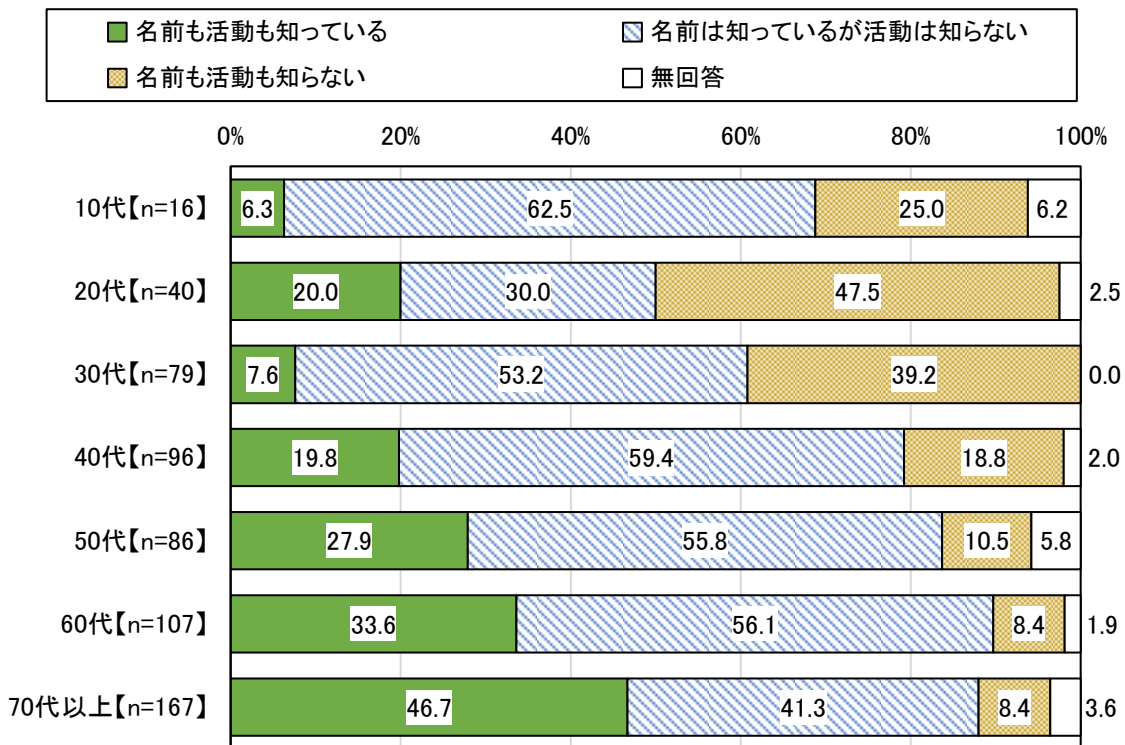


○地域における日常生活の問題や課題に対して、どのような方法で解決するのがよいと思うか尋ねたところ、「自分たちの生活に関わることだから、できるだけ住民同士で協力して解決したい」が34.9%で最も多く、以下、「地域のことに熱心な人たち行政・関係機関が考えてくれるので、その人たちに任せたい」が33.2%、「行政に解決してもらえるように、積極的に要求していきたい」が22.0%となっています。

○今後ますます高齢化が進み、地域福祉の推進にあたってはその担い手の確保が大きな課題です。元気な高齢者をはじめ、より多くの住民が「支え手」となっていくことが不可欠です。

(5) 榛東村社会福祉協議会について

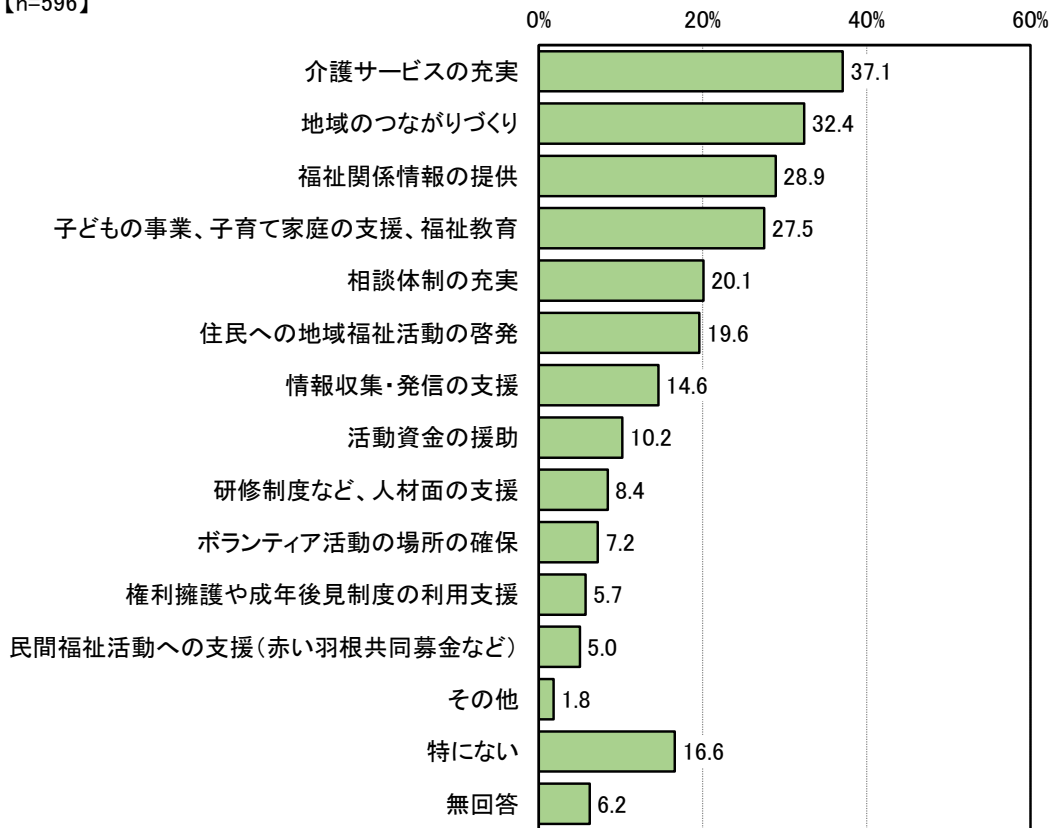
Q:あなたは、榛東村社会福祉協議会を知っていますか。(1つだけに○)



○榛東村社会福祉協議会を知っているかを尋ねたところ、「名前も活動も知っている」と回答した割合は、30代から年代が上がるにつれて高くなっています。一方、「名前も活動も知らない」と回答した割合は、20代から年代が上がるにつれて低くなっています。

Q:榛東村社会福祉協議会に期待することはどんなことですか。(あてはまるものすべてに○)

【n=596】



○榛東村社会福祉協議会に期待することでは、「介護サービスの充実」が37.1%で最も多く、以下、「地域のつながりづくり」が32.4%、「福祉関係情報の提供」が28.9%、「子どもの事業、子育て家庭の支援、福祉教育」が27.5%などとなっています。

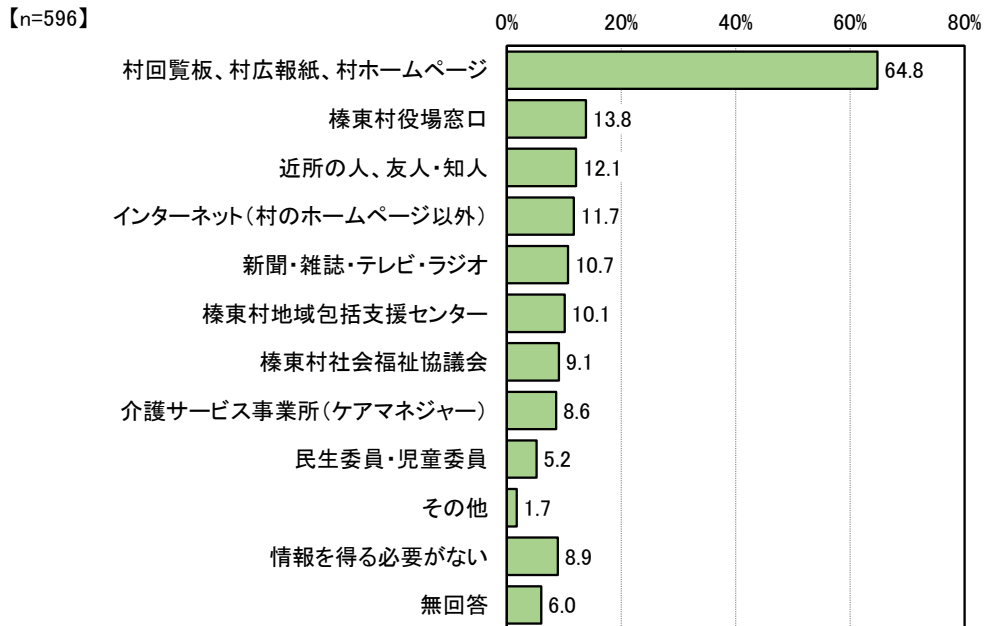
○社会福祉協議会は、地域福祉の推進主体として、地域福祉活動への住民参加の促進や、行政との連携により関係機関との調整や協力関係をつくる役割等を担っています。

○地域団体においては、社会福祉協議会の窓口、広報紙が日頃の活動業務において必要な情報源となっています。今後、社会福祉協議会の役割や活動内容の周知を図るとともに、住民交流の機会づくり等の促進や、関係機関との連携強化が求められます。

(6)村の地域福祉行政について

Q: あなたは、「福祉サービス」に関する情報を主にどこから入手していますか。

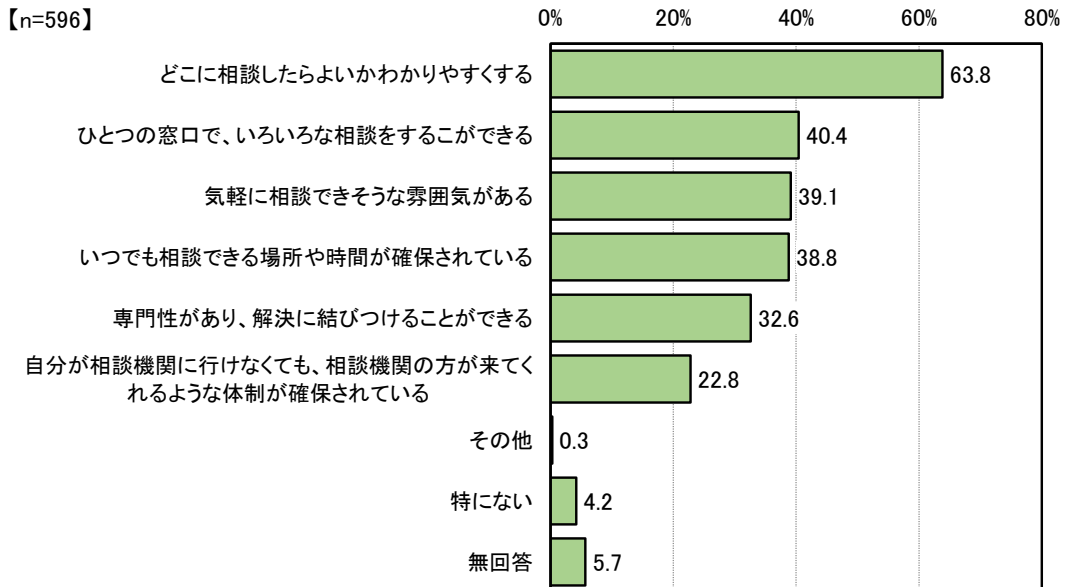
(あてはまるものすべてに○)



○「福祉サービス」に関する情報をどこから入手しているか尋ねたところ、「村回覧板、村広報紙、村ホームページ」が64.8%で最も多く、以下、「榛東村役場窓口」が13.8%、「近所の人、友人・知人」が12.1%、「インターネット(村のホームページ以外)」が11.7%などとなっています。

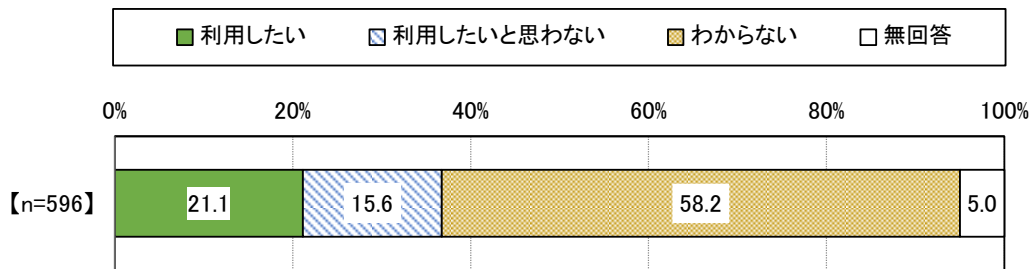
Q: 今後、様々な福祉の相談をすることになったとき、相談機関にはどんなことを求めますか。

(あてはまるものすべてに○)



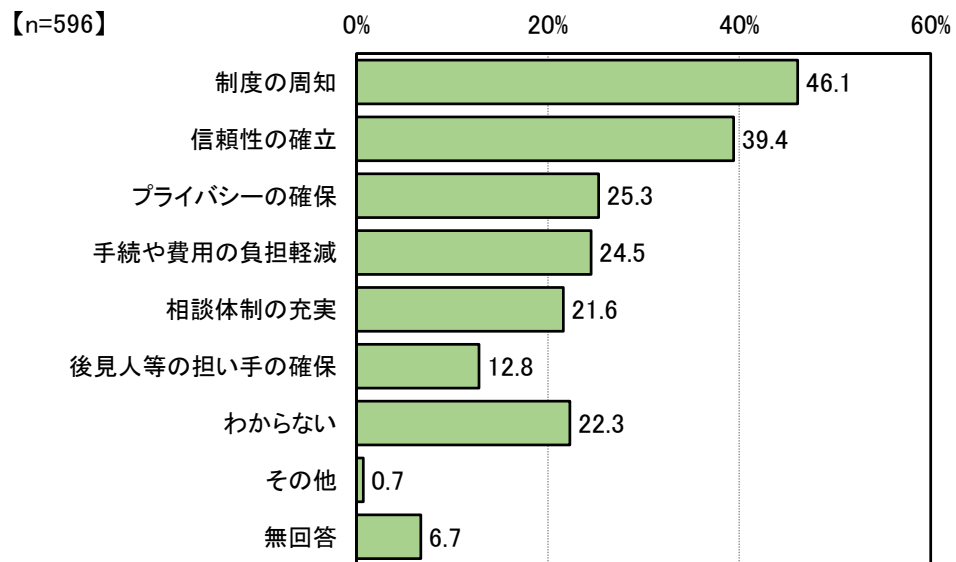
○今後、福祉の相談をすることになったとき、相談機関にどんなことを求めるかを尋ねたところ、「どこに相談したらよいか分かりやすくする」が63.8%で最も多く、以下、「ひとつの窓口で、いろいろな相談をすることができる」が40.4%、「気軽に相談できそうな雰囲気がある」が39.1%などとなっています。

Q:あなたは、「成年後見制度」が必要になった時に、制度を利用したいですか。(1つだけに○)



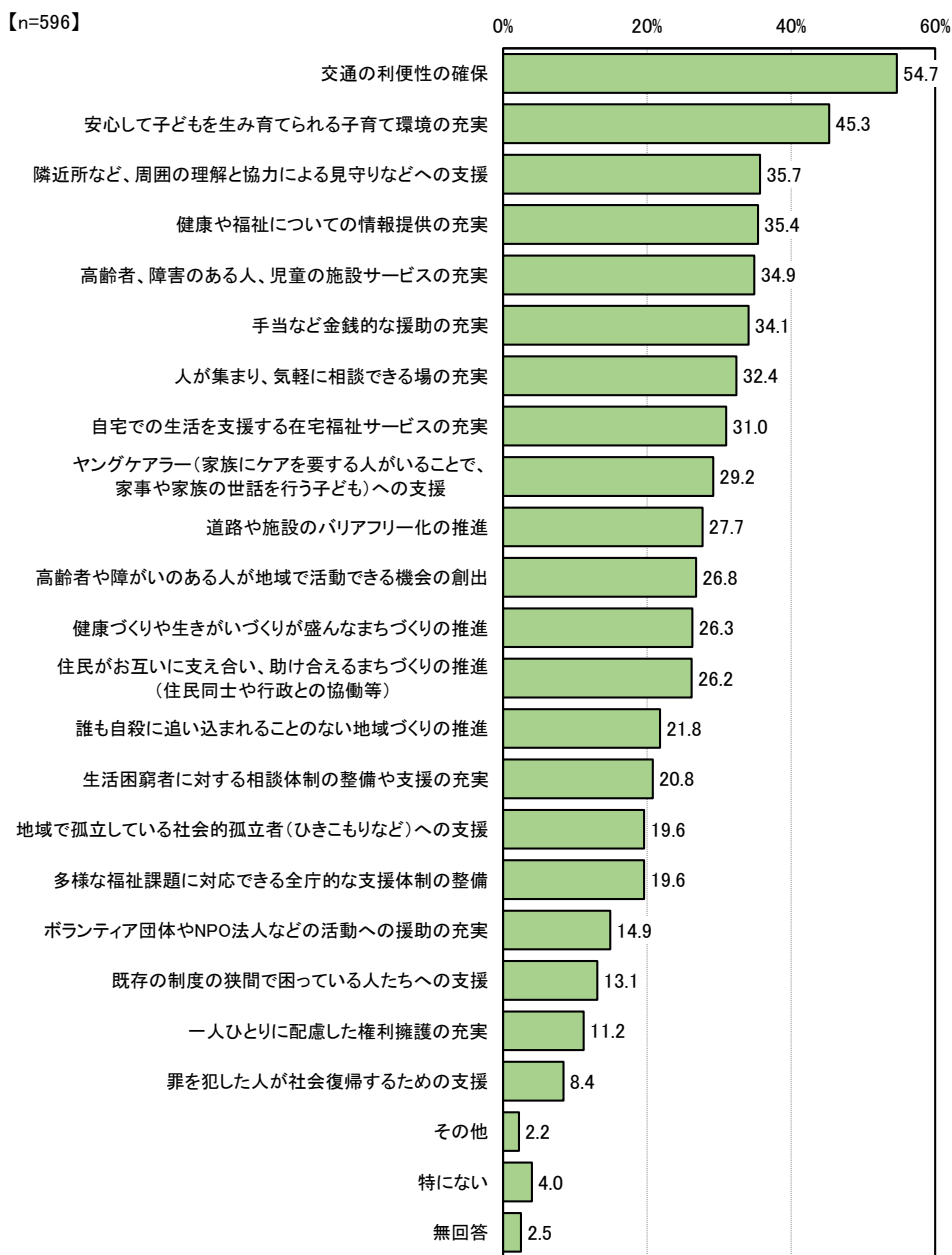
○成年後見制度の利用意向については、「利用したい」が21.1%となっています。

Q:成年後見制度を利用しやすくするために、どのようなことが必要だと思いますか。
(主なものを3つまでに○)



○成年後見制度を利用しやすくするために必要なことでは、「制度の周知」が46.1%で最も多く、以下、「信頼性の確立」が39.4%、「プライバシーの確保」が25.3%などとなっています。

Q: 榛東村の社会福祉・保健福祉施策をより充実していくために、あなたが重要と考える村の取組はどれですか。(あてはまるものすべてに○)



○榛東村の保健福祉施策をより充実していくために重要と考える村の取組について尋ねたところ、「交通の利便性の確保」が54.7%で最も多く、以下、「安心して子どもを生み育てられる子育て環境の充実」が45.3%、「隣近所など、周囲の理解と協力による見守りなどへの支援」が35.7%、「健康や福祉についての情報提供の充実」が35.4%、「高齢者、障害のある人、児童の施設サービスの充実」が34.9%などとなっています。

○課題を抱えて困っている人が必要な福祉サービスを受けられるように、分かりやすい福祉サービス情報が誰でも得られるようにするとともに、様々な媒体を利用し、幅広く周知するための工夫が必要です。

○充実すべき施策として様々な分野における福祉サービスが挙げられています。困りごとを相談しやすい体制をつくり、各分野の関係機関が相互に連携することで、包括的な支援体制を構築し、誰一人取り残さない支援体制づくりを推進する必要があります。

3 住民座談会

本計画の策定にあたり、令和5年10月に「住民座談会」を開催し、地域福祉に関する意見、提案、要望等を聴取しました。

●住民座談会の実施概要

対象地区	実施日	参加者	会場
南小学校区 9区、13～19区、21区	令和5年 10月10日	民生委員・児童委員 11名 住民 22名	榛東村役場 村民ホール
北小学校区 1～8区、10～12区、 20区	令和5年 10月13日	民生委員・児童委員 16名 住民 32名	南部コミュニティセンター 多目的ホール

●テーマ及び実施手法

テーマ:「もっと暮らしやすい榛東村のために」

実施手法:カードワーク(KJ法)による課題の把握と整理

●住民座談会の風景



●住民座談会(以下「座談会」)のまとめ

座談会における地域福祉に関する意見、提案、要望を以下のように整理しました。

(1)地域における支え合い・助け合い

本村では、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加しています。座談会では、頼ることができない家族や知り合いがいないひとり暮らしの高齢者や認知症の高齢者等、自ら支援を求めることが困難な高齢者が気になるという意見が多く挙げられました。

現状では、家族のつながりや近所付き合いなど、人と人との関わりが薄れ、以前は当然のようにできていた地域での支え合い・助け合いが難しくなっていると同時に、地域の集まりも少なくなり、担い手も不足しているという現実に直面しています。

座談会で出された取組案として、あいさつや普段の声かけ・手伝い、地域での見守り活動や居場所づくり(いきいきサロンなど)、公的機関や民間企業等が連携した取組、行政による福祉施策の充実などが挙げられています。

(2)地域の担い手の確保

地域福祉を推進するためには、地域の担い手となる人材の確保・育成が重要です。

しかし、次代の担い手となる世代の参画が少なく、機能不全に陥っている地域活動があるなど、深刻な担い手不足となっている地域もあるようです。

座談会で出された取組案として、同世代または世代間の交流などをきっかけに、様々な地域活動への参画や地域福祉への理解の促進を進めていくことが挙げられています。

また、地域住民の働きかけだけではなく、行政や社協等との連携が必要であり、地域活動への支援や企業の誘致などまちづくりの視点からの取組も求められています。

(3)移動支援

座談会では複数の地区で、自家用車以外の移動手段がないことや免許返納後の移動手段について意見が挙げられました。また、歩道が狭い、草木が出ていて歩きにくいなどの意見も挙げられました。

今後、団塊の世代が高齢者となっていくことで、移動に困難な住民の外出支援のニーズは急激に高まっていくことが予想されます。

こうしたことから、外出支援の取組案として、デマンド型交通や村内循環バスの運行、路線バスの利便性の向上、地域住民による移動支援等が挙げられています。

4 第2期計画の施策の進捗状況

本計画を策定するにあたり、村と社会福祉協議会それぞれの各事業・施策において、第2期計画の進捗状況を A～D 判定、判定不可の5段階で評価を行いました。

(次ページ以降の評価の表中の数値は、各基本目標において取り組んだ事業数・施策数を表しています。)

事業の評価	
A	目標を達成している
B	目標をおおむね達成している
C	目標を下回っており、努力が必要である
D	目標を大幅に下回っており、改善を要する
－	評価不可

■第2期計画の体系

基本目標	基本施策
基本目標1 支え合い、一人ひとりがつながる むらづくり	(1)制度やサービスの情報の収集と発信
	(2)相談体制の充実
	(3)生活課題・福祉ニーズの把握と支援体制の確立
基本目標2 一人ひとりの想いをかたちに するむらづくり	(1)地域福祉活動への参加促進と支援
	(2)福祉教育の充実
	(3)ボランティアの育成・ボランティアセンターの設置
基本目標3 つながりが生み出すふれあい 豊かなむらづくり	(1)福祉・医療・保健・教育・地域組織などの関係団体 や他機関との連携
	(2)地域福祉ネットワークの強化
基本目標4 協働による安全・安心な むらづくり	(1)避難行動要支援者情報の把握と共有
	(2)災害時等の支援体制の整備
	(3)交流活動の推進
	(4)安全・安心に関するむらづくりの推進

(1)地域福祉計画の進捗状況の評価

基本目標1 支え合い、一人ひとりがつながるむらづくり

基本目標1は、地域生活の悩みや不安の解消に向けて、生活課題の把握から情報提供や相談支援体制の充実等についての施策で構成されています。

B 判定(目標をおおむね達成している)の割合が多くなっています。

「(1)制度やサービスの情報の収集と発信」では、情報伝達の配慮において、広報やホームページでの情報量が多く、分かりにくいなどの声もあるため、誰にも分かりやすい情報の発信などを検討していく必要があります。

「(2)相談体制の充実」では、総合相談体制の整備において、個人情報の保護に配慮しながら、行政や社会福祉協議会、関係機関相互で必要に応じて相談内容を共有することにより、相談機能の総合化と対応の迅速化に努めています。ワンストップによる相談支援体制が整っていないため、関係課との連携を強化する必要があります。

	A	B	C	D	-	合計
(1) 制度やサービスの情報の収集と発信	0	3	0	0	0	3
(2) 相談体制の充実	0	4	0	0	0	4
(3) 生活課題・福祉ニーズの把握と支援体制の確立	1	7	0	0	0	8
合計	1	14	0	0	0	15
	6.7%	93.3%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

基本目標2 一人ひとりの想いをかたちにするむらづくり

基本目標2は、地域福祉活動への意識啓発や活動の場づくり、担い手の支援から育成等、地域福祉に対する理解と関心を高める施策で構成されています。

「(1)地域福祉活動への参加促進と支援」と「(3)ボランティアの育成・ボランティアセンターの設置」を中心に B 判定(目標をおおむね達成している)の割合が多くなっています。

一部事業について令和2年度以降の新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、ボランティアの活動や養成講座などが休止や中止となり、評価不可などの判定となっています。

今後、新しい生活様式を取り入れながら、住民の意識啓発や福祉に接する機会の創出に向けて、福祉に関する活動等の情報提供を行っていく必要があります。

	A	B	C	D	-	合計
(1) 地域福祉活動への参加促進と支援	0	2	0	1	2	5
(2) 福祉教育の充実	0	1	0	0	0	1
(3) ボランティアの育成・ボランティアセンターの設置	0	2	0	0	1	3
合計	0	5	0	1	3	9
	0.0%	55.6%	0.0%	11.1%	33.3%	100.0%

基本目標3 つながりが生み出すふれあい豊かなむらづくり

基本目標3は、村内の福祉・医療・保健・教育等の関係機関と地域組織、地域住民の連携を深めることによるきめ細やかな支援体制の構築についての施策で構成されています。

B判定(目標をおおむね達成している)が50.0%と最も多くなっています。

住民が地域の福祉活動につながれるよう、地域の要支援者の把握に努めてきており、コロナ禍においても活動を継続してきました。また、地域共生社会実現の担い手として期待される民生委員・児童委員との連携及び活動支援にも努めてきました。

今後は、複合化・複雑化している困りごとへの対応強化が課題となります。

	A	B	C	D	-	合計
(1) 福祉・医療・保健・教育・地域組織などの関係団体や他機関との連携	0	2	0	0	1	3
(2) 地域福祉ネットワークの強化	2	1	0	0	0	3
合計	2	3	0	0	1	6
	33.3%	50.0%	0.0%	0.0%	16.7%	100.0%

基本目標4 協働による安全・安心なむらづくり

基本目標4は、誰もが安全・安心に暮らせるむらづくりに向けて、支援が必要な人に対する公的な支援と住民同士の助け合い、支え合いを進める施策で構成されています。

A 判定(目標を達成している)が 60.0%と最も多く、次いで B 判定(目標をおおむね達成している)が 40.0%となっています。

地域防災計画に基づき、自主防災組織や社会福祉協議会等関係機関と連携し、避難行動要支援者名簿の作成や避難誘導訓練を実施しています。また、民生委員・児童委員が、ひとり暮らし高齢者を中心に定期的な見守り活動を行っています。

今後は、支援体制を強化するために地域の支援者の増加や見守りの強化が課題となっています。

	A	B	C	D	-	合計
(1) 避難行動要支援者情報の把握と共有	1	0	0	0	0	1
(2) 災害時等の支援体制の整備	2	1	0	0	0	3
(3) 交流活動の推進	1	0	0	0	0	1
(4) 安全・安心に関するむらづくりの推進	2	3	0	0	0	5
合計	6	4	0	0	0	10
	60.0%	40.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

(2)地域福祉活動計画の進捗状況の評価

基本目標1 支え合い、一人ひとりがつながるむらづくり

基本目標1では、B(目標をおおむね達成している)が 66.7%と最も多くなっています。

「(1)制度やサービスの情報の収集と発信」では、事業・活動内容等はホームページやSNS等を活用して発信しています。

「(3)生活課題・福祉ニーズの把握と支援体制の確立」では、地域の民生委員・児童委員との相談体制や心配ごとへの対応の強化が図られています。一方で、地域の福祉課題が複雑化していることから、職員のスキルアップのための研修会や情報共有を更に進める必要があります。

	A	B	C	D	-	合計
(1) 制度やサービスの情報の収集と発信	0	2	0	0	0	2
(2) 相談体制の充実	2	1	0	0	0	3
(3) 生活課題・福祉ニーズの把握と支援体制の確立	0	1	0	0	0	1
合計	2	4	0	0	0	6
	33.3%	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

基本目標2 一人ひとりの想いをかたちにするむらづくり

基本目標2では、C判定(目標を下回っており、努力が必要である)が 35.7%と最も多く、次いで B判定(目標をおおむね達成している)が28.6%となっています。

「(2)福祉教育の充実」や「(3)ボランティアの育成・ボランティアセンターの設置」では新型コロナウイルスの影響に伴い、中止する事業が増加しました。今後は、コロナ禍により減少した受講生を増加させるための広報活動や、人材の高齢化に対応する必要があります。

	A	B	C	D	-	合計
(1) 地域福祉活動への参加促進と支援	0	0	2	0	0	2
(2) 福祉教育の充実	0	2	2	0	2	6
(3) ボランティアの育成・ボランティアセンターの設置	1	2	1	0	2	6
合計	1	4	5	0	4	14
	7.1%	28.6%	35.7%	0.0%	28.6%	100.0%

基本目標3 つながりが生み出すふれあい豊かなむらづくり

基本目標3については、B 判定(目標をおおむね達成している)が 40.0%と最も多くなっています。

「(2)地域福祉ネットワークの強化」の「民生委員児童委員協議会との連携援助」では、情報共有や相談・依頼への対応を行いながら、民生委員・児童委員とより連携しやすい関係性を築いてきました。一方で、多様化してきている社会環境に対して民生委員・児童委員の活動も複雑化し、負担が多くなると考えられるため、関係機関との連携による支援体制の推進が必要です。

	A	B	C	D	－	合計
(1) 福祉・医療・保健・教育・地域組織などの関係団体や他機関との連携	0	1	1	0	0	2
(2) 地域福祉ネットワークの強化	1	1	0	0	1	3
合計	1	2	1	0	1	5
	20.0%	40.0%	20.0%	0.0%	20.0%	100.0%

基本目標4 協働による安全・安心なむらづくり

基本目標4では、B 判定(目標をおおむね達成している)が50.0%と最も多くなっています。

「(1)避難行動要支援者情報の把握と共有」の「安全安心むらづくり事業」では、「住民支え合いマップづくり」を毎年開催することにより、地域ごとの意識が高まり、災害時だけではなく日常的に地域で見守る意識が強化されつつあり、今後も継続的に事業の実施、周知啓発をしていく必要があります。

「(3)交流活動の推進」の「子育てサロン事業支援」では、子育てサロン・読み聞かせ拠点で共に活動しながら支援を行い、子育て世代の声や支援者の声を聞きながら情報収集も行っています。一方で、コロナ禍での活動自粛などの影響、参加する世代の変化や支援者の高齢化もあることから、事業の周知啓発や人材の育成などが必要です。

	A	B	C	D	－	合計
(1) 避難行動要支援者情報の把握と共有	0	1	0	0	0	1
(2) 災害時等の支援体制の整備	0	1	0	0	0	1
(3) 交流活動の推進	0	1	1	0	2	4
(4) 安全・安心に関するむらづくりの推進	2	4	1	0	1	8
合計	2	7	2	0	3	14
	14.3%	50.0%	14.3%	0.0%	21.4%	100.0%

第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

社会情勢や地域社会の変化により、これまで以上に課題が複雑化かつ多様化しており、住民が住み慣れた地域で安全・安心に生活し、年齢や性別、障害の有無にかかわらず、個人として尊重され、住民同士の支え合いや適切なサービスが受けられるようなまちづくりが求められます。

また、介護、高齢福祉、障害福祉、児童福祉、社会福祉などの制度の枠にとらわれない、地域共生社会の実現に向けた取組を進めていく必要があります。

本村では、第2期計画において、住民一人ひとりの尊厳を守り、地域の支え合いのもとで、誰もが住み慣れた地域で自分らしく生きていくことのできる地域社会を目指して、地域福祉を推進してきました。今後もこの方向性を継承し、次の基本理念のもと、自分が暮らす地域に愛着を持ちながら、住民みんなが力を合わせて、誰もが安心した生活を送ることができる地域社会・地域福祉の形成を推進します。

【基本理念】

一人ひとりが思いやり、共に支え合い、
安心して暮らせるむらづくり

地域福祉計画と地域共生社会について

- 現在、地域社会においては、人々が暮らしていく上での課題が複雑化、複合化しているほか、少子高齢・人口減少社会が到来し、地域のつながりが希薄になっています。
- このような社会背景を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が求められています。本計画も「地域共生社会」の実現を目指すものとなります。



資料:厚生労働省 地域共生社会のポータルサイト

持続可能な地域づくり～SDGsの視点～

- 平成27年9月の国連サミットにおいて、国際的に豊かで活力ある未来を創る「持続可能な開発目標(SDGs:SustainableDevelopmentGoals)」が示され、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けて取組が進められています。
- SDGsの「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現は、社会保障・社会福祉がこれまで進めてきた歩みや「地域共生社会」づくりにつながるものです。本計画においても、SDGsの17の目標の達成に貢献していくことが求められます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



資料:外務省 JAPAN SDGs Action Platform

2 計画の基本目標

本計画に4つの基本目標を設定し、地域住民と行政、社会福祉協議会が一体となって地域福祉を推進します。

基本目標1 支え合い、一人ひとりがつながるむらづくり



多様化した生活課題の解決を図り、誰もが社会参加できる社会環境の実現を目指し、公共サービスのみならず、多様な民間サービスの振興に努めるとともに、相互に連携を図り、地域福祉の一層の向上に努めます。

関係機関と連携して身近な地域での相談体制や福祉サービスの充実、情報提供や包括的で専門的な支援につなげる仕組みを構築していきます。

基本施策	
1	制度やサービスの情報の収集と発信
2	包括的な相談体制の充実
3	生活課題・福祉ニーズの把握と支援体制の確立

基本目標2 一人ひとりの想いをかたちにするむらづくり



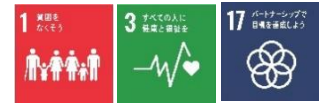
住民の相互理解や尊重につながるよう、学校や地域で福祉の心を育む教育や人権を理解する教育を推進し、地域福祉の意識の向上を図ります。

住民同士のつながりの変化や高齢化、人口の減少などによる地域の機能低下が懸念されています。地域の人々が互いに支え合い、助け合う社会をつくるためには、身近な地域での福祉活動の活性化が重要です。

身近な課題に気づける地域社会を目指すため、地域の交流活動や交流の場づくり、福祉活動を担う人材の育成を推進し、地域福祉活動を推進します。

基本施策	
1	福祉教育の充実
2	地域福祉活動への参加促進と支援
3	ボランティアの育成・活動支援

基本目標3 つながりが生み出すふれあい豊かなむらづくり



福祉・医療・保健・教育・地域組織などの関係機関や団体との連携を深め、地域福祉活動に対する意識の共有や連帯感の強化を図り、きめ細やかな支援体制の確立につながる、顔の見えるネットワークを構築します。

基本施策

- 1 福祉・医療・保健・教育・地域組織などの関係団体や他機関との連携
- 2 地域福祉ネットワークの強化

基本目標4 協働による安全・安心なむらづくり



「地域の安全は地域で守る」という考えのもと、見守りや支援が必要な人が緊急時や災害時に孤立しないよう、日頃からの見守り体制の充実や、避難行動要支援者名簿の活用等を促進し、的確な支援につなげます。

また、生活支援や防災訓練等の活動支援、防犯対策の推進などにより地域で安心して暮らせる環境づくりを推進します。

基本施策

- 1 避難行動要支援者情報の把握と共有
- 2 災害時等の支援体制の整備
- 3 地域における交流活動の充実
- 4 安全・安心なむらづくりの推進

3 施策の体系

本計画の施策の体系を図に示すと以下のようになります。

基本理念	基本目標	基本施策
一人ひとりが思いやり、共に支え合い、安心して暮らせるむらづくり	基本目標1 支え合い、 一人ひとりがつながる むらづくり	1 制度やサービスの情報の収集と発信
		2 包括的な相談体制の充実
		3 生活課題・福祉ニーズの把握と 支援体制の確立
	基本目標2 一人ひとりの思いを かたちにする むらづくり	1 福祉教育の充実
		2 地域福祉活動への参加促進と支援
		3 ボランティアの育成・活動支援
	基本目標3 つながりが生み出す ふれあい豊かな むらづくり	1 福祉・医療・保健・教育・地域組織などの 関係団体や他機関との連携
		2 地域福祉ネットワークの強化
	基本目標4 協働による安全・安心な むらづくり	1 避難行動要支援者情報の把握と共有
		2 災害時等の支援体制の整備
		3 地域における交流活動の充実
		4 安全・安心なむらづくりの推進

第4章

施策の展開

第4章 施策の展開

基本目標1 支え合い、一人ひとりがつながるむらづくり



■現状・課題■

本村では、各担当課の窓口のほか、地域包括支援センター、保健相談センター、基幹相談支援センターなどの専門的な相談支援体制の充実を図るとともに、社会福祉協議会、医療機関、介護サービス事業者などとの連携のもと、必要な方に支援やサービスを適宜提供する体制の充実に努めています。

近年、少子高齢化の進行や晩婚化、出産年齢の上昇に伴う人口構造の変化や本人、世帯が有する複合的な課題、いわゆる「8050問題(80代の高齢者が50代の社会的に孤立している子どもの生活を支える問題)」、さらには「ダブルケア(1つの世帯で、中学生以下の子育てと親や親族の介護が同時に発生する状態)」に代表されるような複数の問題を同時に抱える世帯が増加するなど、福祉に関するニーズは複雑化かつ多様化しています。

様々な問題に対応するため、介護・障害・子育てなどの各分野を包括的に支援する体制を整備するなど、地域共生社会の実現に向けた取組を推進していく必要があります。



《住民座談会の意見》

- 相談窓口を分かりやすくしてほしい。
- 福祉や医療に関する情報発信
- 介護保険を知るきっかけをつくってサービスを利用してもらおうと安心する。
- 障害を持った子どものことをいろいろな人たちに知ってほしい。
- その人その人の必要に応じた対応を考えてほしい。

■施策の方向性■

(1)制度やサービスの情報の収集と発信

自分に合った福祉サービスを選択、利用するため、サービスの利用や事業者のサービス内容等に関する情報の適切な提供と充実に努めます。

また、各種媒体を活用しながら、福祉に関する情報提供の充実に努めるとともに、コミュニケーション支援を図ります。

(2)包括的な相談体制の充実

高齢、障害、子ども、生活困窮の分野の既存の相談支援機関が地域の様々な関係機関と連携を図りながら、相談者の世代や属性を超えた包括的な相談支援を実施します。

(3)生活課題・福祉ニーズの把握と支援体制の確立

社会・家族形態が変容する中で、複雑化・深刻化している生活課題・福祉ニーズを把握し、重層的な支援体制の確立に努めます。

■取組内容■

(1)制度やサービスの情報の収集と発信

①協働による取組



担い手	活動内容
住民	<ul style="list-style-type: none"> ・行政や社会福祉協議会、地域から発行される回覧板や情報紙、ホームページ等を積極的に閲覧し、最新の情報を入手しましょう。 ・利用したいときに困らないようにパソコンやスマートフォンなどを使ってどのような福祉サービスがあるか調べてみましょう。 ・住民同士で情報の共有・交換を行いましょう。 ・口コミなどで情報を共有しましょう。
地域・関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会活動等の情報を積極的に発信しましょう。 ・いきいきサロン等で地域について話し合いましょう。

②社会福祉協議会による活動の方向



事業名	事業概要
社会福祉協議会ホームページの随時更新	組織や事業活動についての広報だけでなく、各種事業・サービスの申し込み、介護保険サービスの受け入れ状況の確認を随時行え、また、住民のニーズに応じた広報内容の充実と迅速な情報発信を進めます。
社会福祉協議会広報紙「夢…21」の発行及び村広報紙の活用	事業活動等を掲載し、広く住民の目に届くよう情報を発信し、社協事業の理解を深め、会員を増やせるよう努めます。

③村の施策の方向



施策の方向	取組内容	担当課
広報紙やホームページ等による情報提供の充実	村での地域福祉活動の状況等、広報紙やホームページに掲載する内容の充実に努めます。	住民生活課 保健相談センター 地域包括支援センター
情報伝達の配慮	情報提供にあたっては、高齢者や障害のある人が利用しやすいユニバーサルデザインの視点で整備するよう努めます。	全課
ニーズに応じた情報提供の充実	各種相談や教室等の機会を利用して地域における潜在的なニーズを把握し、高齢者や障害のある人、子育て家庭等の相談機能の充実や実情に合った適切な情報提供を行います。	住民生活課 保健相談センター 地域包括支援センター

(2) 包括的な相談体制の充実

① 協働による取組



担い手	活動内容
住民	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとりで悩まず誰かに相談してみましよう。 ・地域の民生委員・児童委員や行政、社会福祉協議会等の相談窓口を知りましよう。 ・自らも誰かの相談相手になりましよう。
地域・関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口や民生委員・児童委員等の相談員の情報を地域に広めましよう。 ・各団体や組織は、自ら活動情報の発信をましよう。

② 社会福祉協議会による活動の方向



事業名	事業概要
心配ごと相談所開設	(毎月第2金曜日) 民生委員・児童委員、人権擁護委員、行政相談員、民生委員・児童委員経験者、主任児童委員経験者による相談を行います。また、相談員が情報を共有できるような場づくりに努めます。
無料法律相談	(毎月第4金曜日) 群馬弁護士会員弁護士による相談を行います。
在宅介護に関する相談	(随時相談の受付) 来所や電話による相談等、その他身近で気軽に相談できる体制づくりに努めます。

③ 村の施策の方向



施策の方向	取組内容	担当課
相談人材の育成	地域包括支援センター・保健相談センター・子育て支援センター等、各担当課で相談にあたる職員が関係機関の開催する研修等に積極的に参加して資質の向上を図るとともに、地域に出向いて対応するなど、気軽に相談できる体制の整備を進めます。	住民生活課 保健相談センター 地域包括支援センター
身近な相談体制の充実	地域の団体や社会福祉協議会、行政等からの各種情報が地域へ円滑に提供できるよう、民生委員・児童委員や各種相談員の活動を支援するとともに、研修会や相談員相互の情報交換等を充実し、更なる資質の向上に努めます。また、多様な相談者に対し、柔軟かつ多様な対応方法を検討します。	総務課 住民生活課 健康保険課 保健相談センター 地域包括支援センター

施策の方向	取組内容	担当課
総合相談体制の整備	個人情報の保護に留意しながら、行政や社会福祉協議会、関係機関相互の相談内容の共有により相談機能の総合化と対応の迅速化に努めます。また、相談事を丸ごと受け入れる体制づくりを検討します。	住民生活課 健康保険課 保健相談センター 地域包括支援センター
児童や高齢者虐待、障害者虐待、DV(ドメスティックバイオレンス)防止の相談体制の充実	地域における見守り体制を強化するとともに、虐待やDV防止に向けた啓発、相談体制等を関係機関との連携により強化します。	住民生活課 健康保険課 保健相談センター 地域包括支援センター 教育委員会事務局

(3)生活課題・福祉ニーズの把握と支援体制の確立

①協働による取組



担い手	活動内容
住民	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣住民同士で日常的な見守りや声かけを行いましょう。 ・困っている人がいたら、身近な民生委員・児童委員等につなげましよう。 ・地域の民生委員・児童委員を知りましよう。 ・子どもとあいさつ運動に取り組みましよう。
地域・関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の団体間の連携を図り、より多くの利用者の交流の機会づくりに努めましよう。

②社会福祉協議会による活動の方向



事業名	事業概要
地域支援活動	毎月開催している定例会に出席するなど、各地域の民生委員・児童委員との連携を密に行い、相談内容等から地域の福祉課題に対するニーズの収集・把握に努め、必要な事業はスピード感をもって創出します。
生活支援体制整備事業	高齢者に対する生活支援の充実を図るとともに、介護予防・日常生活支援総合事業の担い手を確保するなど、地域で支え合う体制づくりを推進し、協議体を効果的に運営します。

③村の施策の方向



施策の方向	取組内容	担当課
福祉ニーズの把握・分析	庁内や社会福祉協議会、関係機関・団体と連携し、相談内容等から地域の福祉課題に対するニーズを収集・把握・分析する体制の整備を進めます。	住民生活課 健康保険課 地域包括支援センター

施策の方向	取組内容	担当課
地域施設の有効活用	地域住民のふれあいの場、放課後の児童の居場所等を確保するために、公共施設や学校の空き教室等、地域施設の有効活用を検討します。	住民生活課 教育委員会事務局
子育て支援の推進	「榛東村子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子どもの健全な育成を支援するため、地域子育て支援センターの機能強化に加え、学童保育所やファミリー・サポート・センター事業の充実、子育てサロンの支援強化等、地域における子育て支援の充実を推進します。	住民生活課 保健相談センター
高齢者福祉等の推進	「榛東村介護保険事業計画・高齢者福祉計画」に基づき、高齢者が健康で生き生きとした生活を送れるよう、介護予防ボランティアの育成やサロン活動の充実など、地域における介護予防や生きがいづくりを推進します。	地域包括支援センター
障害者の自立支援の推進	「榛東村障害者計画・障害福祉計画(障害児福祉計画)」に基づき、障害のある人が地域で安心した生活を送れるよう、基幹相談支援センターである「渋川広域障害福祉なんでも相談室」を中心とした障害者相談を充実させるとともに、障害福祉サービス基盤や地域生活支援事業の充実を推進します。	健康保険課
健康づくりの推進	「第3次健康プランしんとう21」に基づき、食生活や身体活動・運動等における目標や取組に係る保健サービスを推進します。	保健相談センター
福祉サービスに関する苦情相談体制の確保	福祉サービスの利用において問題が生じた場合に、サービス利用者と事業者とが対等に話し合える環境の整備と公正な苦情解決への対応に努めます。	健康保険課 地域包括支援センター
社会福祉協議会との連携強化	地域福祉推進の中心的な担い手である社会福祉協議会との連携を強化し、各種事業・活動内容の充実を図ることができるよう支援します。	住民生活課
地域への参加支援	対象者が地域社会とのつながりを継続できるよう、定期的訪問などにより支援します。また、既存の福祉サービスの事例や社会福祉法人による地域の公益的な取組と連携し、はざまのニーズへも働きかけていきます。	住民生活課 健康保険課 保健相談センター 地域包括支援センター
アウトリーチ等を通じた継続的支援	ひきこもりやセルフネグレクトなど複雑で複合的な生活課題を抱えながらも必要な支援が届いていない方に対して、地域住民や関係機関と連携し、本人に寄り添いながらつながり続ける支援を検討します。	住民生活課 健康保険課 保健相談センター 地域包括支援センター

基本目標2 一人ひとりの想いをかたちにするむらづくり

■現状・課題■



少子高齢化が進行する中、単身世帯、高齢者のみの世帯、ひとり親世帯などの増加、地域における住民のつながりの希薄化などにより、孤立してしまう人が生じやすい環境となっています。少子高齢化、人口減少が進む社会では、支えられる側がときには支える側になることも生じ得ます。様々な立場の人が、支える側、支えられる側の関係を超えて、見守り、見守られ、支え合う地域づくりを進めるため、地域における支え合い・助け合いの仕組みづくりは、村が推進するべき重要な課題です。

本村では、村内の小中学校を対象に、関係機関やボランティア団体等との連携・協働のもと、福祉体験学習での交流を通じ、高齢者や障害者への理解を深め、福祉のこころの醸成に取り組んでいます。

地域の中で行う福祉教育として、地域で活動する地域福祉の推進組織、福祉ボランティア団体等に対する啓発活動や広報紙等の発行など、住民の福祉に対する意識の向上を図るための取組を行っています。その一方で、地域福祉活動を行う団体の方々の高齢化などの問題もあります。

福祉分野全般において、引き続きボランティアの確保と育成が求められているほか、保育や介護等に従事する専門的な知見を有する人材の確保と育成も重要となっており、地域活動の支援とともに、より高度な支援を可能とする担い手を育てていくことが求められています。



《住民座談会の意見》

- 近所付き合いが希薄しているので、つながりが持てるように交流機会が増えるといい。
- 住民同士が交流を持てる行事がほしい。
- 若者が気軽に参加、活躍できる場所があるとよい。
- 村民の方々が参加していろいろな役をみんなに担ってもらいたい。

■施策の方向性■

(1)福祉教育の充実

地域での支え合い、助け合いの意識を育むため、子どもの頃からの福祉教育や地域での様々な活動への参加・体験を通して、福祉意識の向上を推進します。また、住民が生涯にわたって福祉や地域福祉について学ぶ機会が得られるよう、各種講座等を開催します。

(2)地域福祉活動への参加促進と支援

地域における身近な問題を明らかにするためには、そこで暮らす住民の視点が重要です。

住民参加の場・機会を設け、地域福祉活動の活性化を促すとともに、多様化かつ複雑化する福祉ニーズに対する支援の充実を図ります。

(3)ボランティアの育成・活動支援

地域で発生した福祉ニーズとボランティアを結びつけるマッチング機能の向上を図るとともに、コーディネーターの資質向上や団体の活動支援のための専門研修会を開催し、地域福祉活動の活性化を目指します。

また、ボランティア活動・住民活動に参加しやすい環境をつくるため、子どもを対象としたボランティア体験をはじめ、高齢者や障害者が参加しやすい環境を整えるとともに、各機関と連携して住民活動のすそ野の拡大に資する事業を展開します。

■取組内容■

(1)福祉教育の充実

①協働による取組



担い手	活動内容
住民	<ul style="list-style-type: none"> ・自分が住む地域の状況に関心を持ちましょう。 ・家庭や隣近所同士で地域福祉について話し合いましょう。 ・関係機関・団体、行政等が開催する福祉学習の機会に積極的に参加しましょう。 ・世代に関わらず、地域の将来を話し合い、自分たちでできることを考えましょう。
地域・関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ・学校や福祉の現場と連携し、福祉教育を充実させましょう。

②社会福祉協議会による活動の方向

事業名	事業概要
福祉教育推進	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡会議 南北小学校・中学校・教育委員会・社会福祉協議会が情報共有・意見交換を行い、互いの福祉教育に関しての理解また今後の事業展開における共通の認識を深めます。 ・体験教室、講演会 福祉への関心を深め、自分たちにできること、共に生きることについて考えることを目的に、学校と連携した福祉体験や講演会の実施に加え、今後は住民とともに地域福祉への理解と関心を高められる事業の実施に努めます。 ・福祉体験学習 教育現場から、デイサービスや福祉センター等への福祉体験学習の積極的な受け入れを進めます。
世代間福祉教育推進	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代交流事業 次世代を担う若者との交流の場を設け、未来のむらづくりを共に考える場づくりに努めます。

③村の施策の方向

施策の方向	取組内容	担当課
福祉教育の推進	<p>学校や地域と連携し、高齢者や障害のある人、子どもとの交流や体験学習等を通して、児童生徒に福祉の精神の育成を図ります。</p> <p>また、人権教育の推進を通して、すべての人を尊重し、思いやりの心をもって助け合う精神を育みます。</p>	<p>住民生活課 地域包括支援センター 教育委員会事務局</p>

(2)地域福祉活動への参加促進と支援

①協働による取組



担い手	活動内容
住民	<ul style="list-style-type: none"> ・まずは隣近所と交流しましょう。 ・身近な地域活動に参加し、地域福祉に関心を持ちましょう。 ・身近な人や団体等との交流を大切にしましょう。
地域・関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に必要な支援の体制や機能を検討し、社会福祉協議会や行政に相談してみましょう。 ・地域における福祉活動や行事へ積極的に参加、連携し、地域との交流や、利用者と地域の接点づくりに努めましょう。

②社会福祉協議会による活動の方向



事業名	事業概要
住民座談会	地域ごとに住民座談会を開催し、住民が抱えている生活課題や福祉ニーズを把握・共有し、住民自らその解決方法等を見いだす場の提供だけでなく、その時々住民の声を聴ける体制づくりを進めます。
連絡調整会議	福祉関係者だけでなく、様々な関係機関や組織との情報を共有できる会議を開催します。

③村の施策の方向



施策の方向	取組内容	担当課
対話型情報提供の推進	住民自らが地域における生活課題や福祉課題を話し合い、共有し、その解決方法等を考える場(住民座談会)を設け、そのような場に専門員や行政職員が参加し、村政の方向性や住民に知ってほしい施策内容の情報を積極的に発信します。	住民生活課
地域住民による支え合い活動の推進	住民による支え合い活動を推進するため、地域での見守り活動等を支援します。	住民生活課
地域福祉活動やボランティア活動等への参加促進	住民の福祉に対する意識の向上や交流活動を促進するイベント等の開催など、様々な分野で住民が福祉に関わることができる機会を創出します。 住民のライフスタイルに合わせた時間や内容等、多様な形でのボランティア活動の実施を検討します。	住民生活課
地域福祉を推進する団体活動の推進・構築	地域福祉活動を行う団体の育成強化を図るため、相談や情報提供体制を強化し、地域において積極的な活動ができるよう社会福祉協議会と連携しながら支援します。	住民生活課

施策の方向	取組内容	担当課
<p>地域活動を行う人材確保の促進</p>	<p>地域活動への参加者の増加に向けて、村内の各イベントと連携し、地域活動やボランティア活動等の理解や周知を促進します。 また、地域活動に新規参加者を受け入れられるよう、団体への支援に取り組みます。</p>	<p>住民生活課 健康保険課</p>

(3) ボランティアの育成・活動支援

① 協働による取組



担い手	活動内容
住民	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動やボランティア活動に関心をもち、理解を深めましょう。 ・自分の知識や経験が地域に活かせるか考えましょう。 ・ボランティアの養成講座や活動に積極的に参加しましょう。
地域・関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の誰もが参加しやすい活動を目指しましょう。 ・子どもの頃から福祉に親しむ機会を増やし、福祉を身近に感じることができるよう、周知啓発に努めましょう。

② 社会福祉協議会による活動の方向



事業名	事業概要
ボランティア教室	ボランティアの育成講座や救急救命講習等、ニーズに合った各種ボランティア教室を開催します。
ボランティア組織の活動支援	新たなボランティア団体の活動スタートの支援や現在活動しているボランティア組織への支援を充実し、組織としての意識向上を図ります。
ボランティア活動啓発	広報紙やホームページを活用し、住民の地域活動やボランティア活動等への関心を高めます。また、SNS等を有効に活用し、リアルタイムでの情報発信に努めます。
除雪支援体制ネットワーク会議	高齢者世帯や通学路の安全確保を目的に関係機関・団体が一堂に会し、顔の見える関係づくりを大切に、課題の共有及び相互理解のもと、地域での住民主体の除雪活動推進を促します。

③ 村の施策の方向



施策の方向	取組内容	担当課
ボランティア・NPO法人活動等の啓発活動の推進	村の広報紙やホームページ等を活用し、住民の地域活動やボランティア活動等への関心を高めます。	住民生活課
ボランティア・NPO法人活動の支援	社会福祉協議会と連携し、ボランティア等の組織化と活動を支援します。	住民生活課
福祉サービスを担う人材育成と確保	多様化・深刻化する福祉ニーズに対応するため、福祉サービス利用者の支援にあたる有資格者や福祉関連業務従事者に対し、知識や技術の専門性の向上や高度化するニーズに対応するための研修の機会等を充実するなど人材の育成に努めます。	健康保険課 保健相談センター 地域包括支援センター

基本目標3 つながりが生み出すふれあい豊かなむらづくり



■現状・課題■

近年の急速な少子高齢化や人口減少は、地域住民の暮らしの場であるコミュニティの持続性に深刻な影響をもたらしています。

従来 of 制度・分野ごとの縦割りや支え手受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指していくことが求められています。

特に、地域住民同士や当事者同士はもとより、医療・介護・福祉・保健等の連携により、誰もが住み慣れた地域で安心して過ごすことができる仕組みの構築が必要です。

そのためには、村内や地域内の様々な分野、職種がつながり、それぞれが理解し合い、その強みを活かした支援が必要になることから、多様な関係機関団体との日頃から顔の見える関係づくりや課題共有のためのネットワークづくりを進めます。



《住民座談会の意見》

- 貧困層やひきこもりの増加
- 独居高齢者の増加
- 育成会や長寿会などの参加者の減少
- 医療機関の充実

■施策の方向性■

(1)福祉・医療・保健・教育・地域組織などの関係団体や他機関との連携

福祉に限られた組織だけでなく、他機関との連携も不可欠であることから、既存組織の活用や新たなネットワークの構築等により効率的・効果的に推進します。

(2)地域福祉ネットワークの強化

地域における多様な生活課題を的確に対応するため、地域全体の広がりある地域活動の活性化や顔の見える組織のネットワークの強化を図ります。

■取組内容■

(1)福祉・医療・保健・教育・地域組織などの関係団体や他機関との連携

①協働による取組



担い手	活動内容
住民	・地域で開催される会議や研修会に参加しましょう。
地域・関係団体	・民生委員・児童委員や社会福祉協議会等の関係機関や団体、行政との連携を深めましょう。

②社会福祉協議会による活動の方向



事業名	事業概要
連絡調整会	福祉関係者だけでなく、他会議との連携を図りながら、様々な関係機関や組織との情報を共有できる会議を開催します。
各種団体への支援	高齢者や障害のある人、子育て家庭等、ネットワークを強化するため、各種団体活動の支援を推進します。

③村の施策の方向



施策の方向	取組内容	担当課
関係団体との連携	保健・医療・福祉関係者との意見交換会や定例会議、ケース会議等を開催し、支援を必要としている人が個々の状態に応じた適切なサービスが受けられるよう、情報の共有や支援体制を総合的に調整し、地域で支える仕組みづくりを進めます。	住民生活課 健康保険課 保健相談センター 地域包括支援センター
サービス提供事業所との連携強化	サービス提供事業所と情報交換や連携体制等について協議し、必要な支援やサービス提供基盤の確保に努めます。	健康保険課

(2)地域福祉ネットワークの強化

①協働による取組



担い手	活動内容
住民	<ul style="list-style-type: none"> ・まずは隣近所のネットワークをつくりましょう。 ・地域活動の拠点づくりの充実に努めましょう。 ・日頃から身近な人や団体等との交流を大切にしましょう。
地域・関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に必要な支援の体制や機能を検討し、社会福祉協議会や行政に相談してみましょう。

②社会福祉協議会による活動の方向



事業名	事業概要
民生委員児童委員協議会との連携援助	様々な地域福祉活動を行っている民生委員児童委員協議会との連携を深め、情報の共有や依頼への迅速な対応等、地域に根ざした地域福祉活動の展開に努めます。
安心カード設置事業の推進強化(見守りネットワーク)	住所氏名、医療情報、緊急連絡先等を記入し、専用容器に入れて冷蔵庫のドアポケットに保管します。 安心カードを設置している世帯の情報を渋川広域消防本部と共有し、緊急時における迅速な対応に備えます。

③村の施策の方向



施策の方向	取組内容	担当課
民生委員・児童委員活動の支援強化	社会福祉協議会、庁内の関係各課等の連携を強化し、民生委員・児童委員による相談・見守り活動を支援します。	住民生活課
地域組織との連携強化	自治会を中心とした小圏域における地域福祉推進体制を強化するため、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、行政等の連携、情報提供体制を強化します。	住民生活課
地域福祉ネットワークの構築	自治会相互の連携や地域包括支援センター等の行政機関とのネットワークを強化し、村内全域の地域活動の活性化に努めます。 また、村における多様な課題に対応するため、多職種との意見交換により、複雑化する地域課題への対応を進めます。	住民生活課 健康保険課 保健相談センター 地域包括支援センター

基本目標4 協働による安全・安心なむらづくり



■現状・課題■

災害時に避難支援を必要とする高齢者・障害者等については、避難行動要支援者の名簿を作成し、各地区の実情に応じた見守りと災害時の支援体制の確立に向けた活動に活用しています。地域における子どもの見守り活動や自主防災組織の結成など防犯・防災活動が進められていますが、安全・安心に暮らせる地域づくりのためには、協力団体の拡充や村内全域への展開に向けた啓発など、共助の活動を更に広げていくことが重要です。

また、社会福祉協議会と連携し、見守りネットワーク事業「住民支え合いマップづくり」を通じ、民生委員・児童委員等の地域支援者や福祉専門職との協力により、避難行動要支援者に対して個別避難計画を作成しています。

今後は、避難行動要支援者については、安否確認だけではなく、避難所への移動支援の実施が必要となります。支援者側の負担の増大が懸念されるため、地域における支援団体の拡充及び支援体制の更なる構築が求められます。



《住民座談会の意見》

- 空き家や雑草など問題
- 歩道の確保
- 街路灯の確保
- 公共交通手段が少ない
- 気軽に多世代が集える場所があるといい

■施策の方向性■

(1) 避難行動要支援者情報の把握と共有

見守り・声かけ活動を通じ、日頃から隣近所同士が地域で助け合える関係づくりに向けて、避難行動要支援者名簿の作成・更新をはじめ、行政と地域や関係機関・団体とで情報を共有し、災害時における要支援者の避難支援体制の強化を図ります。

(2) 災害時等の支援体制の整備

行政と地域や関係機関・団体との協働による防災・防犯体制を充実させるとともに、住民の防災・防犯に対する意識の向上に努めます。また、見守り・声かけ活動を活性化し、災害や犯罪に強い地域づくりを進めます。

(3) 地域における交流活動の充実

世代や属性を超えて住民同士が交流できる場や居場所を創出し、健康づくりや生きがい、多世代交流、就労支援、子育て支援、障害者支援、サロン等の活動と人とをコーディネートすることにより、支え合いの地域づくりに取り組みます。

(4) 安全・安心なむらづくりの推進

住民が住み慣れた村で安心して暮らし続けられるよう、ニーズに合った事業や支援の展開に努めます。また、誰もが安心して快適に利用できる生活道路や公共施設の整備等を進めます。

■取組内容■

(1)避難行動要支援者情報の把握と共有

①協働による取組



担い手	活動内容
住民	<ul style="list-style-type: none"> ・見守り・声かけを積極的に行いましょう。 ・日頃から災害を想定して備えましょう。 ・地域の防災訓練に参加してみましょう。 ・支援が必要な場合は、避難行動要支援者名簿に登録しましょう。
地域・関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ・住民支え合いマップづくり等に参加し、避難行動要支援者の情報を地域で共有することで、関係機関との協力体制を築きましょう。

②社会福祉協議会による活動の方向



事業名	事業概要
安全安心むらづくり事業 ～住民支え合いマップづくり～ (見守りネットワーク)	<p>住み慣れた地域において、見守りが必要な方々に対して地域住民自らが主体となり、関係諸機関との協働により見守り・声かけや安否確認等を行うために、地域支援者(自治会役員、民生委員・児童委員、消防団員、防災ボランティア等)が自治会ごとに集まり「顔の見える関係づくり」を大切に、地域の詳細情報を共有し、住宅地図に示したマップの情報を毎年更新し作成します。マップづくりは災害時等における避難行動要支援者の迅速な避難活動や個別避難計画作成において重要な役割を担っています。</p>

③村の施策の方向



施策の方向	取組内容	担当課
避難行動要支援者支援体制の充実	<p>個人情報の保護に留意しながら避難行動要支援者名簿を活用し、災害時に必要な関係機関・団体、地区等との情報共有を図るとともに、「地域防災計画」に加え、避難行動要支援者に関わる個別の計画を作成するなど、地域における防災支援体制を強化します。また、マップづくりと個別避難計画作成を通じて、地域支援者による避難行動要支援者に対する支援等の情報共有や福祉避難所の受け入れ体制の強化を図り、避難支援をより実効性のあるものとするために関係機関とともに備えていきます。</p>	<p>総務課 住民生活課 健康保険課</p>

(2)災害時等の支援体制の整備

①協働による取組



役割	活動内容
住民	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃から防災・防犯に対する意識を高めましょう。 ・地域の防災・防犯活動に参加しましょう。 ・災害発生時に、自分にどんな支援が必要か考えましょう。 ・いざというときのために、災害時の対応について家族や地域で話し合しましょう。
地域・関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災、防犯組織の充実に努めましょう。

②社会福祉協議会による活動の方向



事業名	事業概要
訓練、講習会等の協力や開催	<p>行政や自主防災組織との防災訓練等に協力し、地域防災力の向上に努めます。</p> <p>また、災害発生時における外部支援を受ける力(受援力)を養います。</p>
個別避難計画を活用した専門職連携	<p>個人情報に留意しながら、専門職支援が必要な方達に対し専門職から情報提供を受けながら、福祉避難所の選定や避難経路の確認等を行い、支援体制を整えます。</p>

③村の施策の方向



施策の方向	取組内容	担当課
災害時の支援体制の確立	<p>個人情報の保護に留意しながら、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団、社会福祉協議会、ボランティア等と連携して避難行動要支援者の把握を行うとともに、災害時の具体的な支援体制を強化します。</p>	<p>総務課 住民生活課 健康保険課</p>
防災意識の啓発推進	<p>地域の防災意識を高め、必要な知識を身につけるため、学校等では防災教育の充実、地域においては自主防災組織の活性化を図るとともに、村の広報紙等で住民への啓発や情報提供を充実します。</p> <p>また、災害時の対応をマニュアル化することで、日頃から防災意識の啓発から災害時の迅速な行動につなげていきます。</p>	<p>総務課 教育委員会事務局</p>
防災・防犯等の緊急情報の伝達手段の充実	<p>村内等で発生した防災・防犯等の緊急情報を防災行政無線によって伝達するほか、携帯電話等へのメール配信サービスの利用を促進します。</p>	<p>総務課</p>

(3)地域における交流活動の充実

①協働による取組



担い手	活動内容
住民	<ul style="list-style-type: none"> ・近所で孤立していたり、閉じこもりがちな人に声をかけましょう。 ・サロン活動や各種団体活動に参加しましょう。 ・地域の活動や交流事業に積極的に参加しましょう。
地域・関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ・活動に参加しやすい環境づくりに努めましょう。 ・様々な人を対象としたプログラムを考え、交流の幅を広げましょう。

②社会福祉協議会による活動の方向



事業名	事業概要
ふれあい・いきいきサロン事業	ひとり暮らしで日頃話し相手がなく孤立しがちな高齢者の方や外に出る機会が減って家に閉じこもりがちな高齢者の方たちが、お茶を飲みながらおしゃべりやゲーム、カラオケといった活動を通して、人とのふれあいや生きがいづくりに取り組みます。また、サロンに参加できない方への対応を検討していきます。
コミュニティサロン事業	村内に居住する高齢者や子育て中の親や子ども等、誰もが自由に気軽に参加し、住民が自主的に取り組む活動の更なる充実に努めます。
子育てサロン事業支援	現在活動しているサロン事業への支援を充実し、安心して子育てができる環境を支えます。
であい夢プロジェクト事業	榛東村の良さをアピールしつつ、新たな出会いと自分磨きの場を提供し、村の活性化・発展につなげ、共生できる地域を目指します。

③村の施策の方向



施策の方向	取組内容	担当課
地域住民の交流活動の推進	住民同士のふれあいの場を充実し、「福祉のこころ」の更なる向上を図るために、年齢や属性、障害の有無にとらわれない交流を育み、長寿会や子供会育成連絡協議会等の地域における活動の活性化に努めます。	健康保険課 教育委員会事務局

(4)安全・安心なむらづくりの推進

①協働による取組



担い手	活動内容
住民	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で困っている人がいたら、声をかけ、手を差し伸べましょう。 ・障害のある人や子ども連れの家族等がどのような場面で不便を感じるか考えてみましょう。
地域・関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心な生活を妨げる要因に気づいたら、行政機関等に情報提供しましょう。 ・地域の交通環境や既存の公共施設等、危険な箇所について把握し、村への情報提供や地域で可能な改善策に取り組みましょう。

②社会福祉協議会による活動の方向



事業名	事業概要
南・北小学生見守り事業	シルバー人材センターの会員による下校時見守り活動(春と冬の時期に毎日実施)
寝たきり老人等布団洗いサービス事業	村内在宅で寝たきりの高齢者や重度心身・身体障害児者の方を対象に、毎日を気持ちよく快適に送っていただくとともに、家族の負担の軽減等を図ることを目的に実施します。
福祉機器貸与事業	在宅で介護されている方に介護ベッドや車椅子等の福祉機器を無償で貸し出します。
福祉車両貸付事業	在宅で介護されているご家族に福祉車両を貸し出します。
福祉サービス利用援助事業	認知症高齢者、判断能力が不十分な方に対して、地域で安心して日常生活が送れるように、福祉サービスの利用や日常的金銭管理等の援助を行います。
緊急食料提供事業	低所得者等が緊急かつ一時的に生計の維持が困難で生命の危険が予見される場合に食料等の生活に必要な現物を提供します。
個別ニーズ対策事業	通院、買い物支援や余暇支援等、公的サービスのはざまに対応すべき事業の発掘を行い、個別対応の仕組みづくりを検討していきます。
安心生活サポート事業(見守りネットワーク)(榛東村建設業協力会連携協力事業)	災害や老朽化により家屋や器具が破損してしまった時に、修繕を頼みたいが業者が分からずお困りの方に対して、村内の業者を紹介し依頼します。

③村の施策の方向



施策の方向	取組内容	担当課
安心して生活できる環境の整備	高齢者や障害のある人、子ども連れの家族等が安心して利用できるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインに基づくむらづくりを推進します。	全課
	防犯灯や防犯カメラの設置を進め、犯罪の抑止につながる環境を整えます。	総務課
地域における防災・防犯体制の強化	「榛東村地域防災計画」に基づき、地域における安全なむらづくりを推進します。また、警察との連携を強化し、防犯パトロールの支援体制を強化します。	総務課
在宅高齢者等配食サービス	栄養バランスのとれた食事配食事業を活用し、配食時に安否確認を行います。	健康保険課
高齢者や障害者の権利擁護制度の利用推進	認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分になった方の生活や権利を守り、地域で自分らしく安心して暮らせるように支援する「成年後見制度」の利用促進を図るため、相談対応や申立て支援などを行います。	健康保険課 地域包括支援センター
生活困窮者への支援	生活に困窮している人や制度のはざままで困っている人の相談を広く受け付け、各関係機関と連携しながら自立に向けた継続的な支援を推進します。また、自ら相談を求められない場合もあることから、地域や民生委員等からの情報をもとに、対象の方の状況に応じた必要な相談・支援につなげていきます。	住民生活課
消費生活への支援	高齢者等被害に遭いやすい消費者を守るため、悪徳商法や詐欺に関するチラシ等の配布や回覧により情報提供と注意喚起に努めます。また、委託事業で行っている渋川市消費生活センターの利用についても広報・啓発を行います。	総務課 地域包括支援センター 産業振興課
交通環境の充実	地域における交通環境の充実に努めるとともに、日常の外出が困難な方に対する移動支援等を検討します。	企画財政課
空き地対策の推進	農業委員会の指導のもと、耕作放棄地と思われる農地の所有者に適切な管理を促します。	農業委員会 (産業振興課)
空き家対策の推進	空き家のリフォームや除却の補助や空き家バンクの活用を推進し、村の活性化につなげます。	建設課

施策の方向	取組内容	担当課
再犯防止の推進 【再犯防止推進計画】	<p>地域において罪を犯した人等の指導や見守りにあたる「保護司」、罪を犯した人等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う「更生保護女性会」などの民間協力者が活動しやすい環境づくりに努めるとともに、様々な関係機関が実施する再犯防止の取組について、「社会を明るくする運動」などの広報紙等を通じて広く村民に周知します。</p> <p>また、罪を犯した人の特性や現状に応じた居住先の確保を支援するとともに、生活習慣、職業適性や求人状況等を踏まえた包括的就労支援などの自立支援を行います。</p>	住民生活課

第5章

計画の推進に向けて

第5章 計画の推進に向けて

1 協働による計画の推進

本計画の特徴は、「地域とともに地域の課題を考え、地域福祉を向上させていく」ということにあります。住み慣れた地域で助け合い、支え合える地域を実現させていくためには、行政の取組に加えて、地域住民との協働が不可欠となります。また、地域の中で活動するボランティア、NPO法人、サービス提供事業者、企業、商店なども地域福祉の重要な担い手となります。

村及び社会福祉協議会では、ボランティア、その他計画推進に関連する団体との連携を図りながら施策を進めてきました。今後も定期的に協働の立場で意見交換できる機会を設けて、計画を推進していきます。

(1)住民の役割

住民は、一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一人であることを認識することが大切です。そして、地域との関わりを持ち、地域の様々な問題を地域の中で解決していくための方策を話し合い、地域福祉の担い手として声かけやあいさつ、見守り等日常的な近隣同士の交流を行うとともに、地域行事やボランティア活動等への積極的な参加に努めることが必要です。

(2)福祉サービス提供事業者等の役割

福祉サービス提供事業者等は、サービスの質の確保、利用者の自立支援、事業内容やサービス内容の情報提供及び公開、他のサービス事業者との連携に取り組むことが大切です。

今後、一層多様化する福祉ニーズに対応するため、新しいサービスの創出や住民参加の支援、福祉のまちづくりへの参画等に努めることが必要です。

(3)社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉の根拠法である社会福祉法において、地域福祉の推進を図る中核として位置付けられ、地域福祉を推進していくことを使命とする、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進するための組織です。

そのため、社会福祉協議会は計画推進の一翼を担うとともに、住民や各種団体との調整役としても大きな役割を果たしていきます。地域住民、民生委員・児童委員等との連携のもと、地域福祉推進のための具体的な活動を展開していきます。

(4)行政の役割

村は、地域福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進する役割を担っていることから、社会福祉協議会やボランティア団体等と相互に連携・協力を図るとともに、住民ニーズの把握と地域特性に配慮した施策の推進に取り組みます。また、地域福祉に係る事業・施策等を円滑に推進するため、全庁的な取組を進めます。

2 計画の進行管理

(1) 施策・事業の点検と改善

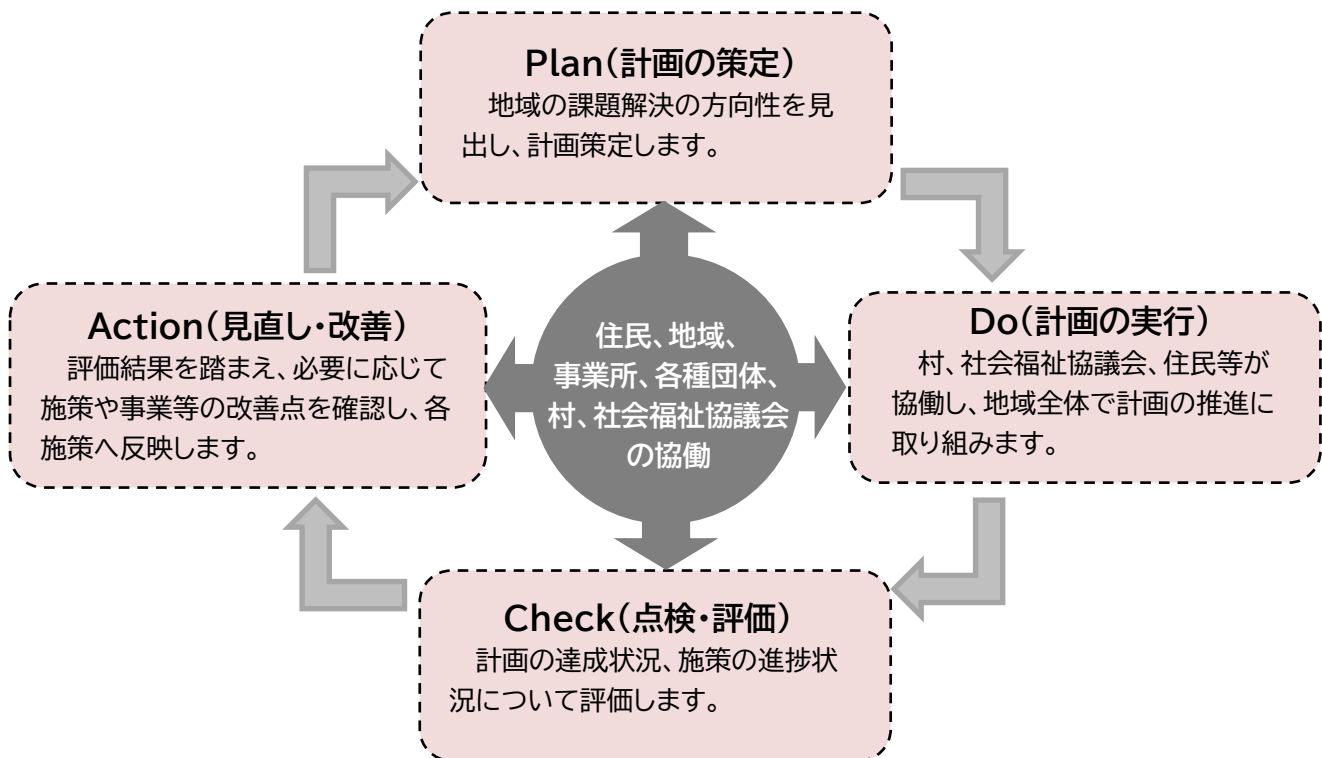
計画期間中は、住民生活課と社会福祉協議会事務局を中心に、庁内関係各課や各種団体・関係機関などと連携して施策・事業の推進状況を点検するとともに、内容や実施方法等について改善を図ります。

(2) 計画の評価と見直し

本計画に定める成果目標及び施策の進捗状況については、定期的にその実績を把握し、関連施策の動向も踏まえながら分析・評価、改善・見直しを行います。併せて、有識者等による会議を定期的開催し、施策の評価、方向性見直しの必要性などを検討します。

設定した成果指標や事業の実績などを用いて、施策・事業の有効性について検証・評価・見直しを行い、次期計画の策定へとつなげていきます。

● 進行管理のPDCAサイクルのイメージ



資料編

資料編

1 計画策定の経過

年月日	内容等
令和4年	
9月～10月	地域福祉に関するアンケート調査
令和5年	
8月28日	第1回榛東村地域福祉計画・地域福祉活動計画策定・推進委員会
10月10日	住民座談会の実施 南小学校区(9区、13～19区、21区)
10月13日	住民座談会の実施 北小学校区(1～8区、10～12区、20区)
12月15日	第2回榛東村地域福祉計画・地域福祉活動計画策定・推進委員会
令和6年	
2月13日～ 3月 4日	パブリックコメント実施
3月12日	第3回榛東村地域福祉計画・地域福祉活動計画策定・推進委員会

2 榛東村地域福祉計画策定・推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく榛東村地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定し、及び推進するため、榛東村地域福祉計画策定・推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項に関する事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) 計画の推進に関する事項
- (3) その他委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、15人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 地域福祉に関する団体に所属する者
- (2) 村民
- (3) 学識経験者
- (4) その他村長が適当と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から計画期間が満了する日までとする。

4 委員が第2項各号に定める身分を失ったときは、委員を辞したものとする。

5 委員が欠けた場合に委嘱する補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置く。

2 委員長は、委員の互選とし、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務を処理するため、住民生活課に事務局を置き、住民生活課長が事務局長を務める。

2 事務局長が必要と認めるときは、各課局の長に事務の処理への協力を求めることができるものとする。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た個人の情報その他秘密にすべき事項を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

(招集の特例)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行後、最初に開かれる会議は村長が招集し、当該会議において委員長が選任されるまでの間は、住民生活課長が会議の議長を務める。

(榛東村地域福祉計画策定委員会設置要綱の廃止)

3 榛東村地域福祉計画策定委員会設置要綱(平成29年8月1日施行)は、廃止する。

3 榛東村地域福祉活動計画策定・推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 榛東村における住民参加型地域福祉活動の推進にあたり、榛東村地域福祉活動計画(以下「計画」という。)を策定し、及び推進するため、榛東村地域福祉活動計画策定・推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項に関する事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) 計画の推進に関する事項
- (3) その他委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、15人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 地域福祉に関する団体に所属する者
- (2) 村民
- (3) 学識経験者
- (4) その他村長が適当と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から計画期間が満了する日までとする。

4 委員が第2項各号に定める身分を失ったときは、委員を辞したものとする。

5 委員が欠けた場合に委嘱する補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置く。

2 委員長は、委員の互選とし、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、社会福祉法人榛東村社会福祉協議会(以下「社協」という。)において処理する。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た個人の情報その他秘密にすべき事項を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

(招集の特例)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行後、最初に開かれる会議は社協会長が招集する。

(榛東村地域福祉活動計画策定委員会設置要綱の廃止)

3 榛東村地域福祉活動計画策定委員会設置要綱(平成29年8月1日施行)は、廃止する。

4 榛東村地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

No.	団体等名	役職等名	氏名
1	社会福祉法人榛東村社会福祉協議会	会長	◎金井 佐則
2	社会福祉法人榛東村社会福祉協議会	理事	星野 幸枝
3	榛東村民生委員児童委員協議会	民生委員・児童委員	高野辺 静枝
4	榛東村民生委員児童委員協議会	民生委員・児童委員	岡部 みゆき
5	榛東村民生委員児童委員協議会	民生委員・児童委員	渡部 久子
6	榛東村民生委員児童委員協議会	民生委員・児童委員	清水 佳世子
7	榛東村赤十字奉仕団	委員長	善養寺 京子
8	ほっこりん	代表	福島 依里
9	おはなしアイアイ		石和 佳子
10	榛東村自治会連合会	会長	湯浅 悟
11	榛東村長寿会	会長	小池 稔治
12	学校法人昌賢学園群馬医療福祉大学	リハビリテーション学部 事務長	○中越 信一
13	榛東村教育委員会	教育委員	岡部 京子
14	榛東村商工会	女性部長	根岸 裕子
15	渋川警察署榛東駐在所	所長	澁谷 敏之

※◎印は委員長、○印は副委員長

【事務局】

No.	事務局	役職等名	氏名
1	榛東村	住民生活課長	村上 誠
2		住民生活課係長	関口 健一
3		住民生活課主事	内山 拓実
4	榛東村 社会福祉協議会	事務局長	小野関 芳美
5		事務局係長	浅見 誠司
6		事務局主査	大森 久美子

第3期榛東村地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和6年3月

発行	榛東村・社会福祉法人榛東村社会福祉協議会	
企画・編集	榛東村 住民生活課 〒370-3593 群馬県北群馬郡榛東村新井 790 番地 1 TEL 0279-26-2494	社会福祉法人榛東村社会福祉協議会 〒370-3503 群馬県北群馬郡榛東村大字新井 507 番地 3 TEL 0279-55-5294

